

2012 年合格目標 予備試験

無料公開セミナー

短答プロパー攻略セミナー

TAC W セミナー / 予備試験

無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。

2012 年合格目標 予備試験 無料公開セミナー
短答プロパー攻略セミナー

目次

出題分布表

憲法	1
行政法	5
民法	9
商法	17
民事訴訟法	21
刑法	23
刑事訴訟法	29

※出題分布表の対象となる問題は、新司法試験・短答式
問題（平成18年～23年）・予備試験・短答式問題
（平成23年）です。

短答プロパー知識

憲法	33
行政法	37
民法	41
商法	45
民事訴訟法	61
刑法	63
刑事訴訟法	67

<TAC>無断複写・複製を禁じます。

MEMO

憲法・出題分布表

人 権		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
憲法と立憲主義	憲法の意味			No.1			
	憲法の分類						No.13
	憲法規範の特質						
	法の支配						
日本憲法史	明治憲法の特徴						
	日本国憲法成立の法理ほか						
	日本国憲法の法源						
前文の内容・法的性質							
国民主権の原理		No.2 主権概念		No.12 論理			No.14 判例・知識
天皇制	象徴天皇					No.13	
	天皇の権能					No.13	
	天皇の公的行為			No.14 知識・論理		No.13	
	皇室経費						
平和主義	戦争の放棄	No.10ーア 百里基地訴訟					予No.8ーウ 百里基地訴訟
	戦力の不保持	No.10ーアイ 判例	No.13 政府の公式解釈				予No.8ーアイ 砂川事件
	交戦権の否認						
	安保体制(安保条約・駐留軍の合憲性)	No.10ーイ 駐留軍・判例					
人権の原理	人権宣言の歴史						
	人権の観念・内容(制度的保障含む)						
	人権の享有主体(天皇・法人・外国人など)	No.15 外国人の公務就任権	No.2 外国人の社会権		No.1	No.1 判例	
基本的人権の限界	公共の福祉・比較衡量・二重の基準論			No.3 公共の福祉・学説			
	特別権力関係の理論						No.2
	公務員の人権(政治活動の自由)			No.2 猿払事件判決			No.7(予No.3)ーイ 寺西判事補
	在監者の人権					No.2 判例	
	私人間における人権保障	No.3 判例	No.3 学説		No.2 判例		
包括的人権	幸福追求権の意味・法的性格		No.4 判例・学説				
	プライバシーの権利						No.3(予No.1) 判例
	自己決定権						
法の下での平等	法の下での平等の意味						
	平等違反の違憲審査基準	No.9 議員定数不均衡				No.14 議員定数不均衡	
	平等の具体的内容(後段列挙事由)						
	14条に関する判例		No.5		No.3 平7年最高裁決定	No.3	No.1 東京都管理職選考事件
内心の自由	思想・良心の自由	No.11		No.4 団体の構成員・判例	No.5 君が代事件		No.5(予No.2) 判例
	信教の自由			No.6 判例	No.6 判例	No.4	No.6 政教分離原則
	政教分離原則		No.6 判例		No.7 判例		
	学問の自由・大学の自治		No.9 学問の自由		No.10 大学の自治	No.8 学問の自由・判例	

表現の自由	表現の自由の価値				No.8 見解と批判		
	知る権利・アクセス権	No.5 判例・知議					
	報道の自由・取材の自由					No.6 判例	
	性表現・名誉毀損的表現						No.7(予No.3)ーウ 判例
	営利的言論						
	二重の基準の理論		No.7 小問1				
	事前抑制の理論・検閲の概念						
	表現の内容規制・判例					No.5 教科書検定	
	表現内容中立規制・判例			No.5 見解と批判			No.7(予No.3)ーア 判例
	明確性の理論・判例						
	集会・結社の自由		No.7 小問2・泉佐野事件				
	通信の秘密						
経済的自由	職業選択の自由	No.7 判例			No.9 酒類販売免許制	No.7 バターナリズム	
	居住・移転の自由		No.8				
	財産権の制限・補償の要否					No.9 判例	No.8 判例
人身の自由	奴隷的拘束からの自由						
	適正手続(憲法31条)	No.1 判例				No.11 関税法判決	No.12(予No.6) 論理
	被疑者の権利						
	被告人の権利			No.9			
国務請求権	請願権						
	裁判を受ける権利						
	国家賠償請求権	No.19 判例					No.11(予No.5) 明治憲法・判例
	刑事補償請求権			No.10			
参政権	選挙権		No.17 判例		No.4		No.4 判例(平等)
	被選挙権(立候補の自由)				No.4		
社会権	生存権		No.10 判例	No.7 法的性格・学説		No.10 プログラム規定説批判	
	教育を受ける権利			No.8 判例			No.9(予No.4) 旭川学テ事件
	労働基本権	No.4 判例	No.11 公務員・判例		No.11		No.10 判例
国民の義務				No.11			

統治機構		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
権力分立の原理						No.12	
政党			No.12	No.13 判例		No.15	
国会の地位	国民の代表機関						
	国権の最高機関						
	唯一の立法機関				No.14	No.16 内閣の法案提出権	
国会の組織・活動	二院制						
	選挙制度						No.15(予No.7) 比例代表・論理
	国会議員の地位(不逮捕特権・免責特権ほか)	No.17					
	国会の活動(会期・会議・緊急集会)		No.14 会期制				
	国会の権能(条約承認権ほか)	No.6 条約修正権	No.20 条約・知識				
国会・議院の権能	議院の自律権						
	国政調査権			No.15 範囲・限界			
内閣	独立行政委員会						
	内閣の組織と権能・責任	No.12-ア・ウ	No.15	No.16-イ			No.16-ア・ウ
	内閣総理大臣の地位・権能	No.12-イ・エ		No.16-ウ		No.17	No.16-イ
	議院内閣制			No.16-ア			
	衆議院の解散				No.15 解散の根拠		
裁判所	司法権の意味・範囲(法律上の争訟)		No.16-ア 実質的証拠法則	No.17-イ 76条3項の「法律」			
	司法権の限界(自律権・裁量行為・統治行為ほか)					No.18 判例	予No.9 判例
	裁判所の組織と権能	No.18 裁判の公開・判例	No.16-イ 規則制定権	No.17-ア 特別裁判所	No.16 懲戒と裁判の公開		No.17-イ・ウ
	司法権の独立		No.16-ウ・エ 身分保障	No.17-ウ 独立保障の制度			No.17-ア・エ
	違憲審査制の性格・諸類型			No.17-エ			No.18(予No.10)
	違憲審査の対象(条約・立法不作為ほか)				No.20 憲法と条約		
	憲法判断の方法・第三者主張適格						
	違憲判決の効力						
財政	財政民主主義						
	租税法律主義	No.8-ア	No.18 判例				No.19 旭川市国民健康保険条例判決
	予算・予備費	No.8-イ・ウ・エ		No.18 予算・知識 No.18-ウ		No.19 予算の法的性格	
	決算						
	公金支出の禁止				No.17 公の支配		No.19 政教分離・判例
地方自治	地方自治の本旨		No.19-エ 直接請求制度			No.20	
	憲法上の地方公共団体(特別区・道州制)	No.20-ア・ウ 特別区・道州制				No.20 道州制	
	地方公共団体の機関	No.20-イ 町村総会	No.19-イ	No.19-ア・イ			
	条例制定権の範囲・限界		No.19-ア 条例の意味	No.19-ウ	No.18 条例と法律		No.20(予No.11) 論理・判例
	地方自治特別法		No.19-ウ				

<TAC>無断複写・複製を禁じます。

憲 法 保 障	憲法保障の諸類型				No.12		
	抵抗権				No.12		
	国家緊急権				No.12		
憲 法 改 正	憲法改正の手続	No.14-ア・イ			No.19 見解と批判		予No.12
	憲法改正の限界	No.14-ウ・エ		No.20 学説の論拠			
	憲法の変遷						

行政法・出題分布表

行政法総論		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
行政法の基礎	行政法の基本構造				No.21ーウ 行政法と民事法の関係		
	行政法の法源			No.23ーア 慣習法			
	法律による行政の原理				No.21ーア・イ		No.21(予No.13)ーア・イ
	法の一般原理	No.25, No.26ーウ 判例, 通達	No.24	No.23ーイ 信義誠実の原則			
行政立法	法規命令					No.21 委任立法の限界	
	行政規則	No.26 通達		No.23ーエ, No.26 通達	No.21ーエ, No.23ーイ 法律の委任の要否, 裁量基準		
行政行為	行政行為の意義						
	行政行為の種類						
	行政行為と裁量	No.29	No.25ーア・イ	No.24, No.28ーイ 法令・判例	No.23ーア・ウ・エ	No.24, 31 判例	No.25 公立学校目的外使用
	行政行為の効力					No.22ーウ	
	行政行為の瑕疵					No.22ーア	No.22 判例
	行政行為と法律関係		No.25ーエ 職権取消しと撤回の区別		No.39ーイ 職権取消し	No.22ーイ 職権取消しと撤回の区別	
	行政行為の附款		No.25ーウ 附款の限界				予No.14ーイウ
	行政上の契約	No.27ーア・ウ 判例(給水拒否)					No.26 公害防止協定
行政指導	行政指導の意義	No.30ーイ		No.25ーウ・エ	No.24ーア 通達と訓令		
	行政指導と法の拘束	No.27, No.30ーエ 給水拒否	No.27ーイ・ウ 判例	No.25ーア 判例			
	行政指導と救済制度	No.30ーア・イ	No.27ーエ 判例	No.25ーイ 判例			
行政計画						No.26	
行政上の義務履行確保	行政上の義務履行確保制度の類型			No.30ーウ 民事執行との関係	No.27ーウ		
	総論	No.32			No.27ーイ 条例に基づく直接強制の可否		
	行政代執行		No.31	No.30ーア・イ・エ	No.27ーエ	No.27	No.27(予No.17)
	直接強制					No.28ーア	No.28ーイ
	執行罰						No.28ーエ
	行政上の強制徴収						
	その他の義務履行確保の制度						No.28ーア 公表
	行政罰	No.32ーB			No.26, No.27ーア 交通反則適合制度, 行政罰罰		No.28ーウ
即時強制		No.32ーC				No.28ーウ	
行政調査		No.31 判例	No.28, No.29ーウ	No.27 裁判平16.1.20	No.25		予No.16
行政手続法	総論					No.23	No.23ーア
	処分手続——基本原則						
	処分手続——申請に対する処分に關する手続	No.28ーイ・ウ		No.29ーア	No.22ーイ, No.24ーウ		No.23ーウ・No.24(予No.15)
	処分手続——不利益処分の手続	No.28ーア		No.29ーイ・ウ・エ	No.22ーウ・エ, No.24ーイ		No.24(予No.15)
	行政指導手続	No.26ーエ, No.30ーウ・エ 通達, 適用除外		No.25ーエ		No.25	
	届出手続						
	意見公募手続		No.30		No.22ーア 適用除外(§46)		No.21(予No.13)ーウ・No.23ーイ・No.24(予No.15)
	手続の瑕疵と処分の効力						
行政情報管理	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	No.33	No.24ーア, No.33	No.31	No.28ーア・イ・エ	No.29	
	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律				No.40ーウ		
	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律		No.29ーア・イ・エ		No.28ーイ・ウ・エ		
	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律						

<TAC>無断複写・複製を禁じます。

行政組織法・公物法		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
行政組織法	行政上の法主体				No.40ーウ・エ 独立行政法人、指定確認 検査機関		No.40
	行政機関	No.23ーア・イ・エ, No.24 権限の代行、専決・代決、 行政庁、諮問機関・執行 機関等	No.23 指揮監督権	No.23ーウ 行政組織の編成権	No.40ーア 行政庁	No.40ーイ 権限の委任	
	国の行政組織				No.40ーイ 8条機関(国家行政組 織法 § 8)		No.39(予No.25) 審議会
	地方の統治体制					No.40ーウ 国地方紛争処理委員会	
	条例						
	公物法						

行政救済法		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
行政不服審査法	行政不服審査法	No.23-ウ, No.39, No.40	No.39-ア, No.40 執行停止その他	No.40 法令・判例	No.39-ア	No.28-イ, No.39	No.38(予No.24)
	行政審判						
	その他の行政過程における行政争訟						
	苦情処理・オンブズマン						
行政事件訴訟法の類型	行政事件訴訟法の類型		No.38	No.32	No.36 仮の救済(訴訟選択)		
	抗告訴訟——概観				No.39-ウ 抗告訴訟の対象・「裁決」(行訴法§3)		
	抗告訴訟——概観				No.39-エ 原処分主義(行訴法§10-Ⅱ)		
行政事件訴訟	取消訴訟——基本構造		No.26, No.37-イ 判例, 原処分主義		No.39-エ 原処分主義(行訴法§10-Ⅱ)		
	被告適格					No.32-イ 被告の変更	
	管轄	No.35-ウ					
	出訴期間		No.40-エ	No.35-イ		No.33-ア	No.31(予No.19) 判例・条文
	不服申立て前置						
	処分性	No.30-イ 行政指導	No.27-ア, No.32-ア 判例, 裁判例	No.33 判例	No.30, No.31 最判平20.9.10(平20重判No.4)等	No.30 最判平16.4.26(平16重判No.4)	予No.14-ウ
	原告適格	No.34 伊達火力発電所訴訟判決	No.35 小田急線連続立体交差事業認可 分取請求事件	No.35-ア	No.29 最判平19.10.19(平19重判No.7)		No.29 最判平21.2.27
	狭義の訴えの利益	No.36 判例	No.32-イ, No.34	No.34, No.35-エ 法令・判例			No.30(予No.18) 判例
	教示						
	訴訟主体の役割				No.33-ア・イ・エ 弁論主義, 職権証書調べ, 職権認知 主義, 請求の放棄等		
	訴えの併合(§16, 17, 18, 19)	No.35-イ				No.32-ウ 請求の追加的併合 No.32-ア, No.36-エ	
	訴えの変更(§21)						
	参加(§22, 23)			No.35-ウ	No.33-ウ, No.35-エ	No.33-イ	
	審理の方法		No.37-ウ 判例	No.28-ア 専門技術的判断の審理 No.28-ウ 裁量権不行使の不合理 性の判断			No.32
	立証責任						
	文書提出主義						
	主張制限		No.37-ア 行訴法§10-Ⅰ				
	当事者の意思による終了				No.33-エ 請求認諾, 放棄, 和解, 訴え取下げ		
	判決による終了						
	取消判決の効力		No.36		No.32		
	請求棄却判決の効力						
	事情判決	No.36-ア 訴えの利益と事情判決				No.33-エ	
	違法判断の基準時		No.37-エ 判例			No.33-ウ	
	仮の救済——執行停止制度		No.39-ア・エ	No.38-ア・ウ	No.36-ア・エ 訴訟選択	No.35	No.35, 予No.21 仮の救済制度全般 No.34(予No.20) 条文知識 予No.14-ア
	無効確認訴訟・争点訴訟		No.39-イ 仮処分の排除	No.37 原告適格(判例)			
	不作為の違法確認訴訟				No.35-ア		
	義務付け訴訟	No.35-ア・エ	No.39-ウ		No.35-ア・ウ, No.36-イ		
	差止訴訟	No.37		No.38 仮の差止め	No.35-イ, No.36-ウ		
	法定外抗告訴訟						

行政救済法			平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
行政 事件 訴訟	当事者訴訟	形式的当事者訴訟			No.22ーア・エ 土地収用法 § 133ー 1・ Ⅱ, 71			
		実質的当事者訴訟	No.38 在外日本人選挙権剥奪 違法確認等請求事件		No.36 実質的当事者訴訟の選択			
	民衆訴訟				No.39 住民訴訟	No.34 住民監査請求, 住民訴訟	No.34 住民監査請求・住民訴訟	No.33 住民訴訟
	機関訴訟						No.40ーア・ウ	
	裁判権の限界							
国家 賠償 法	国家賠償	国家賠償法第1条	No.21 判例	No.27ーエ, No.32ーウ 判例	No.21 判例		No.36, 37 法令・判例	No.36(予No.22) 判例
		国家賠償法第2条	No.22 多摩川水害訴訟上告審判決	No.21ーイ・ウ 判例		No.37 判例		
		賠償責任者		No.21ーア 判例			No.37ーエ 判例	
		民法の適用						
	損失補償	憲法上の請求権		No.22ーア 判例				
		損失補償の要否		No.22ーウ 判例	No.22ーイ, ウ 判例・土地収用法 § 88	No.38ーウ 判例	No.38ーア・ウ・エ	No.37(予No.23) 判例
		補償の内容		No.22ーイ	No.22ーア 適用除外(§ 46)	No.38ーア, イ 判例・土地収用法 § 88		
							No.38ーイ 判例	
		国家補償の谷間						

民法・出題分布表

総 則		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
私権に関する民法の原則(1条・2条)				No.1 信義則(判例)			
人	権利能力						
	意思能力・行為能力		No.3ーア・イ・エ 相手方の催告権	No.2ーオ・No.3ー2・3・5	No.1ー1・2 未成年者	No.1ーア	No.2ーイ, 予No.1
	住所・不在者・失踪宣告・同時死亡推定					No.2ーア	
法人	社団と組合						
	権利能力なき社団・財団			No.4			
	法人の成立・登記						
	法人の能力(不法行為能力含む・一般法人法)				No.2(肢1を除く) 法人の剰余金・残余財産		
	法人の管理・解散(一般法人法)						
物(不動産・動産, 集合物, 主物・従物・果実)		No.31 民法上の物の分類	No.7ー1・2			No.9ーウ	
法律行為一般(法律行為の解釈, 90条～92条)							
意思表示	心裡留保(93条)		No.1ー4 身分行為	No.30ーイ			
	虚偽表示(94条)		No.1ー5 94条2項の第三者		No.4 94条2項の第三者 (判例)		
	錯誤(95条)		No.1ー2	No.5 判例	No.5		
	詐欺(96条)						No.1ー3・4・5
	強迫(96条)		No.1ー3			No.3ーア・イ・ウ	No.1ー1・2
	意思表示の到達等(97条～98条の2)		No.1ー1			No.1ーイ, No.2ーウ	No.2ーウ
代理	代理権の発生原因・消滅			No.2ーア			No.4ーオ
	代理権の範囲						
	復代理人			No.6ー5			No.4ーウ
	代理行為(顕名・代理行為の瑕疵・能力)			No.6ー1			
	無権代理	No.33 無権代理と相続 (判例)	No.2ー1・No.3ーウ 双方代理・相手方 の催告権	No.6ー2・3	No.6ーエ・オ		No.3(予No.2)
	表見代理	No.25 判例		No.6ー4	No.6ーア・イ・ウ		No.28ー4
	代理と類似の観念(間接代理・授權・使者)						
無効・取消	無効	No.32 無効と取消しの主張					
	取消					No.3ーエ	
契約の効力発生時期(条件・期限・期間)			No.4 条件及び期限			No.5	
時効	消滅時効	No.21	No.6	No.7ーイ・オ		No.2ーエ	
	取得時効	No.17 請求原因	No.5	No.7ーア・ウ・エ			
	時効一般(中断・停止・援用・放棄)					No.6, No.15ーエ 中断, 援用権の喪失	No.6 援用権者
	除斥期間・権利失効の原則						

物 権		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
物権法定主義		No.9					
	物権一般						
物権と債権の区別							
物権的請求権		No.10		No.10	No.7		
	判例			所有権に基づく土地明渡請求(要件事実)	判例		
物権変動	契約による不動産物権変動(176条の解釈)	No.11 所有権の移転時期(論理)	No.7-4				
	不動産登記制度(仮登記・登記請求権等)						
	登記を対抗要件とする物権変動		No.7-3・5	No.9 判例			No.7 判例
	登記しなければ対抗できない「第三者」	No.13 要件事実・論理	No.8・11 相続と登記(判例)・物権変動	No.8 判例	No.11 判例		No.8(予No.3) 判例
	動産物権変動の対抗要件(明認方法含む)						
	動産物権変動と公信の原則(即時取得)	No.14	No.9 判例				No.9 判例
	物権の消滅(混同等)						
占有権	占有(権)の要件・代理占有・消滅				No.8-ア・イ, No.9-3・5		No.10-1・3
	占有(権)の移転(182条～184条)				No.9-1・2・4		
	取得時効に関わる規定(185条～187条)					No.7-ア・イ・ウ	No.10-4・5
	占有権の効力(188条～191条・195条・196条)				No.8-ウ	No.7-エ	
	占有訴権(197条～202条)		No.10 本権の訴え		No.8-エ・オ	No.8-ウ	No.10-2
所有権	所有権の内容・相隣関係				No.10 相隣関係	No.8-イ	
	所有権の取得(取得時効以外の原始取得)					No.9-ア・イ・エ・オ	
	共有	No.26		No.11 判例		No.10-ア・イ	予No.4
用益物権	地上権(賃借権との異同含む)						
	永小作権						
	地役権					No.8-オ, No.10-オ	

担保物権		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
各担保物権の性質・効力の比較			No.12	No.12 動産の留置権と質権の比較			
留置権	留置権の要件(牽連性)	No.16ーア					
	留置権の効力・権利義務		No.13ーア		No.12		
	留置権の消滅						
	同時履行の抗弁権との異同						No.12(予No.5)
先取特権	先取特権の効力(物上代位等)	No.16ーイ・ウ・オ 動産売買先取特権	No.14ー1・2		No.13ーア・イ		No.14ー1・2・3 判例
	各種先取特権		No.13ーイ 雇用関係の先取特権				
質権	動産質権の設定・対抗要件				No.13ーウ・エ・オ 動産及び不動産を問わず	No.11ー2	
	動産質権の効力					No.11ー5	
	不動産質権		No.13ーウ			No.11ー3	
	権利質				No.14 指名債権質	No.11ー4	No.13
	質権の再利用(転質)					No.11ー1	
	動産質・不動産質・権利質の異同						
抵当権	抵当権の設定・被担保債権		No.15		No.24ーエ		No.15(予No.6)ーウ
	抵当権の効力の及び範囲		No.16ー5				
	物上代位	No.19 判例	No.14ー3・4・5 判例	No.13 買戻代金債権に対する物上代位(論議)			No.14ー4・5 判例
	抵当権の侵害に対する効力			No.14 判例			
	第三取得者との関係(378条~386条・390条・391条)						No.15(予No.6)ーアエ
	抵当権の処分					No.13ー1・2・3	
	法定地上権・一括競売・登記質貸借の対抗		No.16ー1・2・3		No.15 法定地上権		No.15(予No.6)ーイオ
	共同抵当					No.12	
	抵当権の消滅		No.16ー4				
	根抵当	No.15	No.13ーエ・オ				
非典型担保	譲渡担保(集合物・集合債権譲渡担保含む)				No.16 判例		No.16 判例
	所有権留保	No.16ーエ					
	その他非典型担保(売渡担保・仮登記担保等)						

債権総論		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
債権の目的	特定物債権・種類物債権					No.14ーア	
	金銭債権・利息債権					No.14ーイ・ウ	No.17ー1
	選択債権					No.14ーエ・オ	
債権の効力	債務不履行に基づく損害賠償	No.29 履行遅滞の要件事実				No.16, No.17ー1・2・3・5 安全配慮義務, 履行遅滞等	No.17ー2・3・5 判例
	第三者による債権侵害(損害賠償・妨害排除)						
	債権内容の強制的実現(強制履行)		No.17			No.15ーア・イ	
	債権者代位権		No.18	No.16ーア・ウ	No.18 判例		
	債権者取消権	No.5	No.19 判例	No.16ーイ・エ・オ, No.17 判例・論理			No.18(予No.7) 判例
多数当事者の債権	連帯債務(不真正連帯債務含む)						No.19(予No.8)ー2・5
	不可分債権・債務, 可分債権						No.19(予No.8)ー3
	保証(根保証契約含む)	No.28		No.18	No.19, No.24ーオ	No.13ー5, No.18	No.19(予No.8)ー1・4
	多数当事者の債権債務関係の比較・その他						
債権譲渡(債務引受含む)			No.21 債権譲渡禁止特約(判例)	No.30ーエ	No.20 指名債権譲渡	No.19, No.20 債権譲渡・契約上の地位の移転等	No.20・28ー1 判例
弁済	弁済の提供・受領遅滞	No.27 債務の弁済				No.21 弁済の提供	No.17ー4 受領遅滞
	弁済者(第三者の弁済等)				No.25ー4・5		No.28ー3 判例
	弁済の相手方(478条～481条)			No.30ーオ	No.21ー1・4		No.21ー3・4
	弁済に関する解釈規定	No.22 弁済の充当			No.21ー3・5		No.21ー1
	代位弁済		No.20			No.13ー4	No.22 判例
弁済供託				No.19		No.2ーイ	
相殺		No.30 要件事実		No.20	No.22		No.23(予No.9) 判例
その他の債権消滅原因(代物弁済・更改等)		No.4 代物弁済(要件事実)					

契約総論・各論		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
契約締結前の段階(契約締結上の過失等)							
契約の成立(521条～532条, 97条との関係含む)					No.23		No.2-ア・エ・オ
契約の効力	同時履行の抗弁権		No.22 要件事実				
	危険負担						No.24
	第三者のためにする契約	No.23			No.25-1		
契約の終了	法定解除	No.12 論理	No.23 履行遅滞解除のための催告(判例)				
	その他契約の終了原因(各種契約の比較等)		No.24 手付	No.21 手付	No.17・26 履行不能・各種契約の解除		
	事情変更の原則						
権利移転型	贈与・終身定期金				No.24-ア・ウ 書面によらない贈与・死因贈与	No.22	
	売買・交換(買戻含む)	No.1 売主の担保責任(条文・判例)		No.22 代金請求(要件事実)	No.27 他人物売買	No.27-1・2 要件事実	No.25(予No.10)・26 担保責任(条文・判例)
貸借型契約	賃貸借	No.18・24 賃貸借と登記(判例)・借地借家法	No.25 借地借家法	No.24・25 全般・敷金	No.28 借地借家法	No.23・24・27-3 No.27は要件事実	
	消費貸借			No.23 準消費貸借(判例)			
	使用貸借						No.27(予No.11)
	各種貸借型契約の比較						
労務供給型契約	雇用				No.29 完成建物の所有権の帰属(論理)		
	請負					No.25, No.27-5 No.27は要件事実	
	委任		No.26 委任の終了		No.24-イ	No.17-4, No.26, 27-4 No.27は要件事実	
	寄託						
	各種労務供給型契約の比較			No.26 報酬			
組合				No.27		No.10-ウ・No.15-ウ	
和解							
契約法全般	有償契約と無償契約の比較						
	各種担保責任の比較						
	契約の終了原因の比較						
	契約上の地位の譲渡の比較						

事務管理・不当利得・不法行為		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
事務管理		No.2 条文・判例	No.30		No.25-3		
不当利得・不法原因給付			No.27・28 不当利得・不法原因給付(判例)			No.28	No.29 判例
一般不法行為	一般不法行為の要件					No.29-エ, No.33-エ	
	責任能力(監督者責任含む)			No.2-ウ・No.28-アイ		No.29-ア・イ	
	不法行為の成立を阻却する事由			No.30-ア	No.31 724条(判例)		
	不法行為の効果(損害賠償をめぐる問題)		No.29 判例	No.29 過失相殺		No.8-ア	No.30(予No.12)
特殊の不法行為	使用者責任	No.3 条文・判例		No.28-ウ・エ, No.30-ウ		No.29-ウ	
	工作物責任			No.28-オ			
	共同不法行為				No.30 判例		
	その他(製造物責任含む)						
親族法		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
親族の概念と範囲・親族関係の発生と消滅		No.6-ア・イ				No.31	
婚姻	婚約・内縁			No.31 内縁(判例)			
	婚姻の成立要件			No.2-エ			予No.1-オ
	婚姻の無効・取消					No.3-オ	
	婚姻の効果						
	婚姻の解消(内縁の解消含む)		No.31 離婚	No.3-1	No.32 婚姻の取消し		No.31(予No.14), 予No.13
親子	実子	No.8 親子関係		No.32			No.32 判例
	養子			No.33		No.32	
	子の氏	No.35-ア					
親権	親権の開始・対象・機関	No.35-イ・ウ 親権・監護権				No.1-オ	
	親権の内容	No.35-エ 親権・監護権	No.2-2・3・4・5 利益相反		No.33 利益相反	No.8-エ, No.33-ア・イ・オ	No.4-イ・エ
	親権の消滅						
後見	後見の開始・対象・機関	No.20-3・5 成年後見	No.32-1・2・4	No.2-イ	No.1-5, No.34-1・5 後見と保佐の開始, 成年後見		No.33
	後見の内容	No.20-1・2・4 成年後見	No.32-3・5		No.1-3, No.34-4		No.4-ア, No.33-3
	後見の消滅				No.34-2・3 成年後見		
保佐及び補助				No.3-4 補助開始	No.1-4 保佐人		
扶養		No.6-ウ・エ					

相続法		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
相続の開始・相続人		No.7 代襲相続				No.34-1・2, No.35 代襲相続	
相続人の欠格・廃除						No.33ウ, No.34-3・4	
相続の効力	相続の一般の効力(896条・897条)			No.34	No.35 相続による権利 義務の承継		
	共同相続の効力(898条・899条)		No.34 判例				
	相続分	No.34 相続分の計算					
	遺産の分割					No.10-エ	No.34(予No.15)
	相続の承認・放棄		No.33			No.15-オ, No.34-5	
	相続回復請求権						
	財産分離						
	相続人不存在				No.36 958条の3と255条 (論理)		
遺言	遺言の方式			No.35		No.1-エ	No.35
	遺言の効力					No.36-1・2・3	No.35-ウ 遺言の撤回
	遺贈				No.25-2	No.36-4	
	遺言の執行					No.36-5	
遺留分			No.35				No.36

民法全般		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
民法全般	注意義務			No.15			
	費用償還請求・果実				No.3 果実		No.11
	各種催告とその効果						
	各種取消し・撤回						No.5
	各種代理人の権限						No.4
	第三者の権利又は法的地位						No.28
	催告					No.4	
	形成権としての性質を有する権利					No.30	

※ 分布表の表記の説明

①問題番号の下に「判例」と表記されているものは、全部の肢が判例の知識を問うものです。

②問題番号の下に何も表記されていないものは、左記の分野・テーマに関して条文・判例の知識を全般的に問うものです。

③問題番号の下に「担保責任」「援用権者」等の表記があるのは、左記の分野・テーマの中で特に問われたものです。

※ 備考

平成21年第2問の肢1及び第21問肢2は、商法分野からの出題であるため、本表には記載していません。

<TAC>無断複写・複製を禁じます。

MEMO

商法・出題分布表

会社法		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
会社法総論	会社法全般	No.38 株主保護	No.43 閲覧請求権	No.36 会社債権者保護			
	会社の概念(法人性・会社の能力・社団性)		No.37 会社の権利能力				
	会社の類型と種類						
	会社法総則(商号、使用人、代理商、事業譲渡)						No.37(予No.18)ーイウエオ 支配人
設立	設立全般	No.39-1,2 条文	No.38-アイエ 条文	No.37-イオ 条文	No.37-1,3,4 条文	No.37 条文	No.38(予No.17)ーアイウエ 発起設立
	変態設立事項	No.39-3,4,5 条文・判例	No.38-ウ 判例	No.37-アウ 判例・条文	No.37-2 条文		
	仮装の払込み						
	設立中の法律関係(設立中の会社、発起人の権限)						
	違法な設立・会社の不成立		No.38-オ 条文	No.37-エ 条文	No.37-5 条文		
	設立に関する責任						
株式	株式の意義・株式の共有				No.38-ア 共有	No.40-3 新株予約権・社債との異同	
	株主の権利義務・株主平等原則・利益供与	No.40-イ 条文					No.43 株主の権利
	特別な内容の株式・種類株式				No.39 異なる種類の株式		No.39(予No.18) 取得請求権付株式
	株券	No.40-エ 条文				No.40-1,2 新株予約権・社債との異同	
	株主名簿・名義書換え	No.40-アウ 判例・条文			No.38-ウ 条文	No.38-3 条文	
	株式譲渡自由の原則及び譲渡の制限	No.41-ウエオ 条文知議・解釈		No.38 条文	No.38-イ 子会社の親会社株式取得		
	自己株式の取得	No.42 条文知議・解釈		No.39 条文			
	株式の担保化						
	株式の消却・併合・分割・無償割当て	No.40-オ 株式分割	No.45-イ 無償割当て		No.38-エ 株式分割	No.38-1,2 株式併合、無償割当て	No.40(予No.19) 株式分割と無償割当て
	単元株・端数の処理		No.40 条文			No.38-4,5 条文	
機関	機関総説(機関設計)		No.41 機関設計			No.41 機関設計	
	株主総会(権限、招集、運営、議事録、議決権)	No.43 判例・論理		No.40 招集等	No.41 議決権・招集	No.42 決議要件	No.42(予No.21)(エを除く) No.45(1,2) 議決権等、決議・報告の省略
	株主の提案権						No.42(予No.21)ーエ 条文
	株主総会決議の瑕疵	No.49, 50 判例	No.48 判例・知議				
	役員・会計監査人の選任・退任						
	取締役会(権限、招集、決議、議事録、特別取締役)			No.42 条文・判例			No.37(予No.16)ーア No.45-3 支配人の選任決議・報告の省略
	取締役会決議の瑕疵						
	取締役(資格・員数・任期・選任・終任)	No.44 選任・解任	No.42-ウオ 条文	No.41 条文	No.43 特別取締役	No.45 社外取締役	
	代表取締役(地位、代表権、取締役会決議を欠く行為の効力)	No.45 判例・知議					
	取締役と会社との関係(取締役の義務、競業・利益相反取引、報酬)	No.46 報酬	No.42-アイエ 報酬・競業取引・任務懈怠		No.42 競業・利益相反取引	No.43 利益相反取引	
	監査役・監査役会		No.44 監査役全般	No.43 監査役・監査役会全般	No.44 監査役・監査役会全般	No.44, 45 監査役と監査委員、社外監査役	No.45-4,5 No.46(予No.23) 決議・報告の省略、監査役の独立性確保
	会計参与・会計監査人			No.44 会計参与	No.45 会計監査人	No.45 会計監査人	
	委員会設置会社			No.45 条文	No.47-1 社債発行	No.44, 46 監査役と監査委員、計算書類等	
	非取締役会設置会社						
	役員等の会社に対する責任(任務懈怠責任・経営判断原則)						
	役員等の責任の免除と軽減						No.44(予No.22) 責任の全部又は一部免除
	役員等の第三者に対する責任		No.46 判例				
	株主代表訴訟・違法行為差止請求権					No.49 株主代表訴訟 条文・判例	

会社法		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
資金調達	資金調達全般						No.41 資金調達方法となり得るか否か
	募集株式発行		No.39 条文		No.38-オ 条文	No.40-4 新株予約権・社債との異同	予No.20 新株発行の無効原因
	新株予約権				No.40 条文	No.39, 40 条文知識、株式・社債との異同	
	社債			No.48 全般・知識	No.47 全般・知識	No.40 株式・新株予約権との異同	
	会計帳簿・計算書類					No.46 委員会設置会社における	
計算	資本金・準備金	No.47 資本金	No.45-イエオ 条文	No.46-1,2,4,5 条文			
	剰余金の配当		No.45-アウ 条文	No.46-3 条文			
	定款の変更						
解散・清算						No.40-5 株式・新株予約権・社債の異同	No.47 解散
持分会社		No.41-アイ 持分の譲渡、条文	No.36 株式会社・合同会社・組合の比較	No.48-ア 合名会社の社債発行	No.46 条文		No.48(予No.24) 合同会社
組織再編	組織変更						
	事業譲渡	No.48-2 条文		No.47 条文			No.38(予No.17)-オ 条文
	合併	No.48-1 吸収合併	No.47 吸収合併		No.48-1,3,5 吸収合併	No.47 吸収合併・新設合併	予No.25 吸収合併・新設合併
	会社分割	No.48-3 吸収分割			No.48-2,4 吸収分割	No.48 吸収分割	No.49 新設分割
	株式交換・株式移転	No.48-4,5 株式交換					
会社関係訴訟					No.49 条文・判例		No.50(予No.26) 株主総会決議にかかる訴訟
登記・公告						No.50 公告・条文	No.51(予No.27) 株式会社の登記事項

手形法・小切手法		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
手形関係と原因関係							
手形行為	手形行為の成立要件	No.54-3 利息文句	No.52-ウエ 条文				No.54(予No.29) 約束手形の記載事項
	手形の交付(手形理論)				No.55 見解論理		
	手形行為と意思表示の瑕疵・欠缺						
	他人による手形行為	No.54-5 無権代理人の責任、条文		No.54 全般、判例		No.54-アイウ 偽造、判例	
手形上の記載の変更・変造						No.54-エオ 変造、判例	No.55(予No.30) 条文・判例
裏書	裏書(裏書の連続・善意取得)	No.53-1,2 裏書の連続			No.54 見解論理	No.54-オ 裏書の連続	
	特殊の裏書・交付による譲渡	No.53-3,4,5, No.54-2,4 判例・条文					
手形抗弁							
支払・遡求			No.52-アイ 知識・条文				
手形の時効・公示催告手続・除権決定			No.52-オ 判例			No.55 判例・条文	
利得償還請求権							
手形行為独立の原則・手形保証							
白地手形							
手形の書替							
為替手形・小切手		No.54-1 線引小切手、条文		No.53 為替手形・約束手形・小切手			
手形訴訟・小切手訴訟							

商法総則・商行為		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
商法総則	商法の意義・商人・商行為						
	商業登記		No.49 条文				
	商号・名板貸	No.36 商号		No.49 商号			
	商業帳簿					No.51 条文	
	商業使用人	No.37 支配人と登記		No.50 支配人			
	代理商		No.51-4,5 媒介・締約代理商		No.50 条文		No.52-ア 条文
	営業譲渡						
	商行為法総則	No.51, 52 条文・判例	No.50-アイウエ, No.51-ウ 条文・判例	No.51 条文・判例	No.51 判例・条文		予No.28 条文
商行為	商事売買				No.52 判例・条文		
	交互計算		No.50-オ 交互計算不可分の原則				No.53 論理
	匿名組合			No.52 条文			
	仲立・問屋・運送取扱人		No.51-アイ 問屋・仲立			No.52 仲立	No.52-イウエオ 準問屋・仲立人・運送取扱人・場屋の主人
	運送営業・倉庫営業					No.53 運送営業、判例・条文	
	場屋の主人の責任				No.53 条文		

<TAC>無断複写・複製を禁じます。

MEMO

民事訴訟法・出題分布表

民事訴訟法		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
民事訴訟法総論	民事訴訟法全般		No.58, 61			No.68	No.74-2, 予No.45
	合意による紛争処理		相殺, 債権者代位訴訟			不法行為に基づく損害賠償	訴訟上の救助, 債権者代位訴訟
	訴訟と非訟		No.54, 69 判例・条文				
	訴訟上の信義則						
裁判主体の決定	民事裁判権						
	管轄・移送		No.55 管轄の合意, 知識	No.59 全般, 知識	No.56 移送, 条文知識 No.56 判例・条文	No.58 全般, 条文知識	No.74-1 条文知識(事例)
	裁判官の除斥・忌避・回避						
	受命・受託裁判官						
	裁判所書記官					No.57 条文	No.56(予No.31) 条文
訴訟当事者	当事者の確定						
	当事者能力						
	訴訟能力		No.62 知識				
	弁論能力						
訴訟上の代理人	法定代理人						No.60(予No.34) 法定代理人と訴訟代理人の比較, 条文
	法人等の代表者				No.58 判例・条文		
	訴訟代理人	No.55 条文・判例		No.60 条文・判例			
	補佐人						
訴え提起	訴えの種類・類型, 訴訟上の請求			No.56 形式的形成訴訟, 判例		No.56 筆界確定訴訟, 判例	
	訴え提起の方式		No.66 訴状の記載, 条文・判例			No.59 訴状却下命令, 条文	No.61(予No.35) 訴状審査, 条文
	訴え提起の効果						
	二重起訴の禁止						
訴訟物	訴訟物の特定			No.55 訴訟物の個数, 判例			
	訴訟物理論						
処分権主義Ⅰ	申立事項と判決事項				No.61 判例		
	一部認容判決						
	債務不存在確認訴訟						
	一部請求	No.62 判例					
訴訟要件	訴訟要件総論(訴訟要件の調査と裁判所の処置)				No.59 訴え却下判決, 知識 No.60 全般, 判例		
	訴えの利益						
	当事者適格総説						
	第三者の訴訟担当			No.57 遺言執行者, 判例			
	多数関与者紛争と当事者適格					No.70 選定当事者, 知識	
口頭弁論	口頭弁論の位置・基本構造						
	口頭弁論の準備と実施	No.59 全般, 条文		No.61, 62 準備的口頭弁論, 専門委員	No.63 弁論準備手続, 条文	No.61 比較, 条文	
	口頭弁論の実施上の諸制度・口頭弁論調書と訴訟記録			No.63 攻防方法の提出時期	No.62 当事者の欠席, 条文		

民事訴訟法		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
審理の進行(期日と期間・送達・手続の停止)		No.69	No.67	No.58		No.60	
		訴訟手続の中断, 条文等	訴訟手続の中断, 条文・判例	送達, 条文		公示送達, 条文	
当事者の訴訟行為		No.56, 67, 68, 70 全般, 条文・判例					No.64(予No.39) 全般, 条文
審判所と当事者の役割分担	審理の進行・整理と役割分担Ⅰ(訴訟指揮権)						
	審理の進行・整理と役割分担Ⅱ(当事者の申立権・質問権)		No.56 質問権, 判例等				
	事実・証拠の収集と役割分担(弁論主義の根拠と機能)						No.66 裁判上の陳述全般(事例)
	弁論主義の適用範囲		No.70 事例				No.63(予No.38) 弁論主義(事例)
	弁論主義の補充・修正						
証拠	証拠と証明(証拠総則)		No.64 証拠全般, 条文	No.64 証明と疎明			
	証明の対象と不要証事実	No.65 不要証事実	No.63 自白			No.62 自白	予No.37 自白
	自由心証主義と心証形成の程度・態様					No.64 自由心証主義	心証形成の程度, 判例・損害額の算定, 判例(事例)
	証明責任・証拠の偏在と実質的平等				No.66 推定・判例等		
	証拠調べ手続	No.60	No.65	No.67, 68	No.64, 65	No.63	No.65(予No.40), 67(予No.41), 68
		書証, 条文	証人尋問と当事者尋問	書証・全般, 条文・判例	文書提出命令, 人証	全般, 条文	証拠調べ全般, 条文・文書の成立, 条文・文書提出命令, 判例・条文
							No.70(予No.43)
処分権主義Ⅱ	訴えの取下げ		No.60 条文		No.70	No.65	訴えの取下げと控訴の取下げの比較, 判例・条文
	請求の放棄・認諾			No.70 放棄・認諾, 条文・判例		No.66 認諾, 条文	No.71 放棄・認諾, 知識
	訴訟上の和解	No.64 条文・判例			No.67 条文・判例		
終局判決による訴訟終了	裁判・判決総論	No.61 判決全般				No.67 判決全般, 条文	
	既判力(判決の効力)総論	No.58-1,2,3,4 判例	No.68-イエオ 条文		No.69 既判力の作用, 判例等		
	既判力の客観的範囲		No.68-ア 遮断効				No.69(予No.42) 遮断効, 判例
	既判力の主観的範囲		No.68-ウ 条文		No.68 条文・判例		
	執行力・形成力	No.58-5 判例					
複数請求訴訟	複数請求訴訟全般	No.71 全般					
	請求の原始的複数(訴えの客観的併合)		No.59-1,4,5 条文・判例				
	請求の後発的複数(訴えの変更・反訴・中間確認の訴え)	No.61-ウ 中間確認の訴え	No.59-2,3 訴えの変更・反訴			No.69 反訴, 条文・判例	No.62(予No.36) 中間確認の訴え, 条文 No.57, 予No.32
終局判決による訴訟終了	共同訴訟(通常共同訴訟と必要的共同訴訟)	No.57, 66 知識		No.65 同時審判申出訴訟	No.72 判例		必要的共同訴訟・条文, 複数当事者訴訟全般
	共同訴訟の成立形態(原始的・後発的主観的併合)						
	補助参加訴訟			No.71 全般, 知識			No.59(予No.33) 条文・判例
	独立当事者参加訴訟	No.57-1,2 条文				No.71 条文・判例	No.58 全般, 知識
	任意的当事者変更						
	訴訟承継				No.71 条文	No.72 条文・判例	
		No.63			No.73 条文	No.73 条文・判例	No.72(予No.44) 控訴の利益, 判例・条文(事例)
不服申立手続	控訴	条文・判例			条文	条文・判例	
	上告		No.57 条文・判例			No.74 条文	
	不服申立手続全般(抗告・特別上訴他)			No.73 異議全般, 条文			
	再審			No.72 条文・判例			No.73 条文・判例
略式訴訟手続				No.73-3,4,5 条文・判例			
不動産登記手続請求訴訟							
要件事実論			No.53 手形訴訟	No.66 所有権に基づく土地明渡請求	No.74 全般		

刑法・出題分布表

刑法総論		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総論	刑法の場所的適用範囲	No.20 見解論理型					No.20
	刑法の時間的適用範囲				No.16		
	両罰規定						No.14(予No.7) 見解論理型
客観的構成要件	犯罪の概念	No.6 犯罪の終了時期による区別					
	被害者の承諾		No.16		No.3		No.8(予No.9)
	不真正不作为犯					No.2	
	未遂・既遂			No.11		No.8	No.10(予No.13)
	中止犯				No.6 法的性質	No.10	
	不能犯と未遂犯の区別			No.13 穴埋め型			
	因果関係	No.18 見解論理型	No.12	No.1 見解論理型	No.2 見解論理型		No.2
主観的構成要件	違法性の意識						
	故意の成立に必要な事実の認識						No.18(予No.11)
	具体的事実の錯誤	No.8 見解論理型		No.7-ウ・エ		No.6-1・2・3	
	抽象的事実の錯誤	No.8 見解論理型		No.7-ア		No.6-5	
	過失論	No.13 見解論理型	No.4				
違法性阻却事由	正当業務行為						
	正当防衛			No.3	No.8	No.4	予No.1
	緊急避難	No.2 法的性質	No.2		No.8		
	過失犯の違法性阻却事由						
責任阻却事由	責任能力一般		No.18		No.10	No.14	
	原因において自由な行為	No.15 穴埋め型		No.9 見解論理型			No.4(予No.3) 穴埋め型
	正当化事由の錯誤		No.20 見解論理型	No.7-イ・オ			
共犯	共犯総論(従属性論)		No.6 要素従属性		No.14 要素従属性 No.4	No.12-1・3 罪名・要素従属性	
	間接正犯						
	共同正犯の成否			No.5		No.5, No.12-2	
	過失の共同正犯						
	承継的共同正犯						
	共謀共同正犯					No.12-5	
	教唆犯						
	幫助犯				No.12 間接幫助	No.5	
	共犯と身分	No.4 穴埋め型		No.15 見解論理型		No.12-4	No.16(予No.5) 穴埋め型
	共犯と錯誤					No.6-4	
	共犯からの離脱						
罪数・刑罰	罪数論	No.12 穴埋め型	No.14	No.17		No.16	No.6
	刑罰論	No.10 穴埋め型	No.8, No.10	No.19	No.18・20	No.19	No.12 執行猶予

刑法各論		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
個人法益に対する罪 (財産犯を除く)	殺人の罪(殺人罪・自殺関与罪・同意殺人罪)	No.3 穴埋め型					
	傷害の罪(暴行含む)			No.12, No.14			No.5 危険運転致傷罪
	遺棄の罪						
	逮捕及び監禁の罪						
	脅迫の罪						
	略取及び誘拐の罪		No.1			No.13	
	強制わいせつ・強姦罪						
	秘密を侵す罪						
	名誉に対する罪	No.1, No.16			No.13		
	信用及び業務に対する罪		No.11		No.1		

財産に対する罪	窃盗罪の保護法益	No.9 見解論理型				
	占有の意義					
	死者の占有				No.18-エ	
	窃盗罪の実行の着手				No.3	
	不法領得の意思		No.17	No.17-4	No.7	
	窃盗罪その他(不動産侵害罪含む)			No.1	No.1	
	強盗罪における暴行・脅迫				No.18-イ・オ	
	強盗罪における反抗抑圧状態				No.18-ア	
	強盗利得罪			No.19		
	事後的財物奪取意思	No.11 見解論理型				
	事後強盗罪					
	強盗致死傷罪				No.20	No.7(予No.12) 見解論理型
	強盗罪その他	No.15 ひったくり事例			No.18-ウ	
	詐欺罪における欺罔行為		No.20-2 三角詐欺	No.17-3 利益窃盗との区別		No.3(予No.6), No.19-ウ
	詐欺罪における被害者の錯誤		No.20-5 錯誤なき処分行為		No.11-イ	
	詐欺罪における処分行為	No.17-2 借用証書署名事例			錯誤なき処分行為	
	詐欺罪における財物・財産上の利益	No.17-3 旅券の財物性	No.20-3 預金通帳の財物性			
	不法原因給付物と詐欺罪	No.17-1			No.11-エ	
	詐欺罪における財物・財産上の利益の移転		No.20-4 架空名義口座への振込			
	詐欺罪における損害の発生	No.17-5 相当対価事例			No.1	
	詐欺罪その他	No.17-4 横領物を利用しての竊取	No.20-1 盗品カードによる払戻	No.1, No.17-1		
	恐喝罪					
	横領罪における自己の占有物		No.18-ウ・エ 委託信任関係	No.15-ア 法律上の占有	No.11-オ 電気の客体性	
	横領罪における財物の他人性		No.18-イ	No.15-ウ 抵当権者	No.11-ウ 金銭の他人性	
	不法原因給付物と横領	No.13 見解論理型				
	横領行為		No.18-ア・オ 横領行為の完了時期	No.15-オ, No.17-2		
	横領罪における不法領得の意思			No.17-5		
	横領罪その他			No.1	No.1	
	背任罪における任務違背行為					
	背任罪における事務処理者				No.9-3	
	背任罪における図利加害目的				No.9-1・2・5	
	背任罪における財産上の損害				No.9-4	
	横領と背任	No.5			No.11-ア	
	親族相盗例			No.15-イ・エ		No.13-2・3・4
	盗品等に関する罪	No.5			No.20	No.17, No.19-オ
	盗品等に関する罪の親族間特例					No.13-1
	毀棄及び隠匿の罪	No.1	No.16 見解論理型			予No.10 見解論理型

社会 法 益 に 対 す る 罪	放火罪の客体(一体性、現住・現存性)	No.19-ア・イ・ウ・エ		No.10-ウ・オ	No.11-1・4	No.20	
	放火罪における公共の危険		No.3 穴埋め型	No.10-エ			
	放火罪における公共の危険の認識		No.3 穴埋め型		No.11-5		
	放火罪の故意(客体の認識と成立する犯罪)			No.10-ア・イ			No.9-1・2・3・4
	放火罪の既遂時期	No.19-イ		No.10-オ	No.11-2		
	放火罪の罪数				No.11-3		No.9-5
	通貨偽造の罪					No.1	No.1(予No.4)-1・2
	有価証券偽造の罪		No.19-イ・オ				No.19-エ
	文書偽造罪における文書			No.8-1			No.1(予No.4)-4
	文書偽造罪における名義人						
	文書偽造罪における作成者						
	文書偽造罪における有形偽造	No.7 穴埋め		No.8-2・5	No.9-2・5	No.15-2	No.1(予No.4)-3, No.19-ア・イ
	(公)文書偽造罪における無形偽造					No.15-1	
	文書偽造罪における行使		No.19-ア・ウ・エ				No.1(予No.4)-5
	文書偽造罪その他(有印性、電磁的記録等)				No.9-1		
	虚偽公文書作成罪各論				No.9-4 間接正犯		
	公正証書等不実記載等罪各論			No.8-3		No.15-3	
	虚偽診断書作成罪各論			No.8-4		No.15-4 公務員の主体性	
	電磁的記録不正作出罪各論				No.9-3	No.15-5	
	わいせつの罪			No.2			No.15

国家 法 益 に 対 す る 罪	公務執行妨害罪	No.1		No.4	No.7		予No.8
	逃走の罪						
	犯人蔵匿・隠避罪	No.1	No.7-ア・イ・ウ・オ	No.6		No.17-1・2・5	
	証拠隠滅罪	No.1	No.7-ア・オ	No.6		No.17-3・4, No.20	
	犯人蔵匿及び証拠隠滅における親族特例						No.13-5
	偽証罪		No.7-エ				No.11(予No.2) 見解論理型
	虚偽告訴罪						
	職権濫用罪						
	賄賂罪における職務権限	No.14-1	No.9-2				
	賄賂罪における賄賂				No.5-オ		
	受託収賄罪各論	No.14-2					
	事前収賄罪各論				No.5-エ		
	第三者供賄罪各論	No.14-3			No.5-イ		
	加重収賄罪各論	No.14-4	No.9-5		No.5-ア		
	事後収賄罪各論				No.5-ウ		
	あっせん収賄罪各論	No.14-5	No.9-1				
	贈賄罪各論						
	賄賂罪における没収・追徴		No.9-3・4				

<TAC>無断複写・複製を禁じます。

MEMO

刑事訴訟法・出題分布表

刑事訴訟法		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総論	刑事訴訟法の基本構造	No.21 穴埋め型					
	犯罪被害者	No.36				No.30	No.32
任意捜査	任意捜査と強制捜査	No.25-イ		No.22 穴埋め型	No.22 令状を必要とする捜査	No.23 令状を必要とする捜査	
	任意同行	No.25-ア・エ・オ					
	任意捜査における有形力の行使	No.25-イ					
	おとり捜査	No.27 穴埋め型					
捜査の 端緒	捜査の端緒全般		No.21 穴埋め型				No.21(予No.14)-ア
	告訴	No.22		No.23	No.21-イ		No.21(予No.14)-ウ、No.22
	職務質問				No.21-エ		
	所持品検査				No.21-オ		
	自首				No.21-ウ		No.21(予No.14)-エ・オ
	捜査の端緒その他		No.21 穴埋め型			No.21-ウ	No.21(予No.14)-イ
						検視	検視
身柄拘束	通常逮捕	No.23-1・2・3			No.23-1・2	No.21-エ・オ・キ	
	現行犯逮捕	No.23-5					
	準現行犯逮捕				No.21-ア		
	緊急逮捕	No.23-4		No.24			
	逮捕後の手続				No.23-3・4・5	No.21-ア、No.22	No.23、予No.15
	勾留の実体的要件		No.22-1・5	No.25	No.24-5		
	勾留手続	No.24-ア・イ	No.22-2・3		No.24-1・2・3・4	No.22	No.25(予No.17)-ア・エ
	勾留に対する救済手段	No.24-ウ・エ		No.26-2・3・4・5 勾留理由開示		穴埋め型	
	一罪一逮捕一勾留の原則		No.24 見解論理型				
	事件単位の原則			No.37 見解論理型			No.25(予No.17)-イ
				No.28-ウ			No.24-エ
物的証拠の 収集	捜索差押許可状の形式要件(記載事項)						
	捜索差押許可状の実質要件(必要性・相当性)						
	令状による捜索差押えにおける物的範囲						No.24-ア・オ
	令状による捜索差押えにおける場所的範囲			No.28-ア	No.26-イ・ウ		予No.16-オ
	令状による捜索差押えにおける客観的範囲						
	捜索差押えにおける「必要な処分」				No.26-ア		No.24-ウ
	捜索差押えその他			No.28-イ		No.21-カ	No.24-イ、予No.16(オを除く)
	領置			No.28-エ・オ		検察事務官による捜索	出入り禁止、立会い等
	強制採尿			No.27-エ・オ	No.26-エ		
	強制採血	No.25-ウ					
	令状によらない捜索差押えの根拠					No.24 見解論理型	
	令状によらない捜索差押えにおける時間的範囲		No.23 見解論理型				
	令状によらない捜索差押えにおける場所的範囲						
	令状によらない捜索差押えにおける客観的範囲						
	検証(身体検査を含む。また、公判段階も含む)			No.27-ア・イ・ウ			
	鑑定(公判段階も含む)	No.26					
	通信傍受		No.39				No.26

供述 証拠 の 収集	被疑者の取調べ				No.25-1・3・5	No.21-イ	
	第三者の取調べ				No.25-2		
	証人尋問			No.29	No.25-4		No.37(予No.24)
	鑑定等の嘱託						
防 御 権	弁護人(公判段階のものを含む)	No.29 弁護人全般		No.21-ア・エ, No.30	No.28 権限	No.25, 39 No.39は弁護人全般	
	接見交通権		No.25		No.27	No.26	
	検察官の事件処理				No.29		
	起訴便宜主義			No.21-イ, No.31-5		No.28, No.38-オ	
公 訴	起訴状記載事項(訴因の特定を除く)		No.27 被告人の特定	No.31-2・4		No.38-エ	
	起訴状一本主義		No.26	No.31-3			
	訴因の特定	No.28 判例分析型			No.32		No.29(予No.19)-ウ
	訴因変更の要否	No.28 判例分析型			No.32		No.29(予No.19)-イ
	訴因変更の可否						No.29(予No.19)-ア
	訴因変更その他						No.29(予No.19)- エ・オ
	管轄			No.21-ウ		No.37 見解論理型	No.25(予No.17)-オ
	公訴時効				No.30		
	略式手続	No.40		No.31-3			No.25(予No.17)-ウ
	即決裁判手続						No.27(予No.18)
	公訴提起その他			No.31-1 口頭による提起			
	被告人勾留	No.24-ア・イ・ウ	No.22-1・4	No.25, No.26-1・2・3			No.38(予No.25) 被疑者勾留との比 較
	保釈	No.24-エ	No.32	No.21-オ		No.27, No.38-ウ	No.28
	その他の被告人の出頭			No.21-キ 被告人の出頭義務			
	公判前整理手続	No.30	No.28	No.21-カ, No.32	No.31	No.29	
公 判 総 論	裁判員裁判						No.31(予No.21)
	裁判所の権限(訴訟指揮, 釈明など)		No.31 求釈明義務		No.33		
	冒頭手続		No.29 手続の進行順序				No.30(予No.20)
	弁論の併合・分離	No.31		No.34 論理型			
	証拠調べ手続全般			No.33-エ 証拠調べ方法		No.31 手続の進行順序	No.34-ア・イ
	証人尋問		No.30	No.33-オ, No.35		No.32, No.33	
	証人の保護			No.36			
	証拠調べにおける異議					No.35	

証 拠 法	厳格な証明・自由な証明			No.34ーア	No.38ーイ	
	証明の程度			No.34ーイ・ウ・エ・オ		
	自由心証主義					No.33(予No.22)
	挙証責任(形式的挙証責任・推定含む)	No.32				
	関連性(写実的証拠・科学的証拠含む)				No.38ーア 同種前科	
	自白法則		No.35 穴埋め型			
	補強法則		No.36 穴埋め型	No.37	No.34 共犯者の自白(論理)	
	伝聞・非伝聞			No.33ーア		No.34ーウ
	裁判官面前調書			No.35ーア		No.35ーイ・オ
	検察官面前調書		No.33	No.33ーイ・ウ	No.35ーイ	No.35ーア・ウ・エ
	被告人以外の者のその他の供述録取書・供述書					
	裁判所における検証調書					
	捜査機関の検証調書・実況見分調書		No.34			No.34ーエ, 予No.23
	鑑定書・鑑定受託書	No.34 穴埋め型		No.35ーウ		No.34ーオ, No.36 No.36は見解論理 型
	被告人の供述を内容とする書面			No.35ーエ		
	特信文書					
	伝聞供述			No.36		
	同意書面・合意書面			No.38		
	証明力を争う証拠	No.35 見解論理型		No.36ーカ		
	違法収集証拠排除法則	No.33 穴埋め型				
	違法収集証拠と自白法則の関係	No.25ーエ				
公 判 の 裁 判	形式裁判		No.37 免訴判決	No.38 全般		
	実体判決				No.36	
	裁判の確定力			No.39 形式裁判の確定力		
	裁判の既判力(一事不再理効)	No.37 見解論理型		No.39 見解論理型		
上 訴 ・ 非 常 救 済 手 続	控訴	No.38 穴埋め型	No.38	No.40ーア・イ・ウ		No.39(予No.26) 穴埋め型
	上告			No.40ーエ・オ		
	抗告・準抗告	No.39				
	再審		No.40			No.40
	非常上告					
他	少年法				No.40	

<TAC>無断複写・複製を禁じます。

MEMO

憲法・短答プロパー知識

●公務員の労働基本権の制限●

事件名（判決日）	要旨・意義	公務員類型
[第1期]		
弘前機関区（政令201号） 事件（最大判昭28.4.8）	抽象的な「公共の福祉」論，「全体の奉仕者」論に基づき， 広く労働基本権の制限を認める。	すべての公務員
[第2期]		
全通東京中郵事件 （最大判昭41.10.26・憲法判例百選ⅡNo.151）	労働基本権は公務員に対しても原則的に保障される。 国民生活全体の利益の保障の見地からの内在的制約。 合理性の認められる必要最小限度の制約。	現業国家公務員・公共企業体職員
東京都教組事件 （最大判昭44.4.2・憲法判例百選ⅡNo.152）	争議行為の禁止規定と制裁規定の両方に厳しい限定解釈を 施す「二重のしぼり」論。	非現業 地方公務員
全司法仙台事件 （最大判昭44.4.2）	東京都教組事件と同旨。	非現業 国家公務員
[第3期]		
全農林警職法事件 （最大判昭48.4.25・憲法判例百選ⅡNo.153）	公務員の地位の特殊性と職務の公共性一般を強調し，一律かつ 全面的な制限を合憲とする。 ①勤務条件法定主義，②市場抑制力の欠如，③争議行為の国民の 共同利益への影響，④代償措置の存在。 不明確な合憲限定解釈を否定。	非現業 国家公務員
岩教組学テ事件 （最大判昭51.5.21・憲法判例百選ⅡNo.155）	人事委員会や公平委員会の機能に疑問を呈しつつも，代償措 置としての要件を満たす。	非現業 地方公務員
全通名古屋中郵事件 （最大判昭52.5.4・憲法判例百選ⅡNo.154）	財政民主主義及び勤務条件法定主義を強調。 三公社五現業の職員の争議行為は憲法上の権利として保障 されず。	現業国家公務員・公共企業体職員
北九州市交通局事件 （最判昭63.12.8）	全通名古屋中郵事件の理論を引用。	現業 地方公務員
北九州市清掃事業局事件 （最判昭63.12.9）	全通名古屋中郵事件の理論を引用。	単純労働職員

●憲法上の議員の検討と国会の権能●

	議院の権能		国会の権能
憲法上の権能	議員逮捕の許諾及び釈放の要求（§ 50）		皇室財産授受の議決（§ 8）
	議員の資格争訟の裁判（§ 55）		法律案の議決（§ 59）
	会議の公開の停止（§ 57－Ⅰ但書）		予算の議決（§ 60, 86）
	役員の選任（§ 58－Ⅰ）		条約の承認（§ 61, 73③）
	議院規則制定（§ 58－Ⅱ）		弾劾裁判所の設置（§ 64）
	議員の懲罰（§ 58－Ⅱ）		内閣総理大臣の指名（§ 67－Ⅰ）
	国政調査権（§ 62）		一般国務及び外交関係について内閣の報告を受けること（§ 72）
	国務大臣の出席要求（§ 63）		財政民主主義（§ 83）
			租税法律主義（§ 84）
	衆議院のみ認められるもの	参議院のみ認められるもの	国の支出及び債務負担行為に関する議決（§ 85）
	法律案の単独議決（§ 59－Ⅱ）	内閣の要求による参議院の緊急集会（§ 54－Ⅱ）	予備費支出の承諾（§ 87－Ⅱ）
	予算の先議（§ 60－Ⅰ）		決算の提出を受けること（§ 90－Ⅰ）
	内閣信任・不信任の決議（§ 69）		財政状況について内閣の報告を受ける権利（§ 91）
	参議院の緊急措置に対する同意（§ 54－Ⅲ）		憲法改正の発議（§ 96－Ⅰ前段）

●衆議院の解散権●

	A 説	B 説	C 説	D 説
実質的決定権者	内 閣	内 閣	内 閣	内 閣
内閣の解散権の根拠	内閣の助言と承認権 (憲法第7条第3号)	議院内閣制等の 制度	憲法第65条の行政の概念	憲法第69条
理 由	天皇の国事行為が「国政に関する権能」という性質をもたないのは、助言・承認によって内閣が実質的決定権を有するからである。ゆえに、解散権についても、それが天皇の国事行為とされていることから、内閣が実質的決定権を有する。	日本国憲法は、議院内閣制を採用しており、議院内閣制においては、内閣に自由な解散権が認められるのが通例である。	行政の概念について控除説に立って、解散権は立法でも司法でもないから、行政であり、ゆえに、内閣に帰属する。	憲法第69条は、内閣不信任に対抗しての解散を考えていると解すべきであり、そうだとすれば、内閣が解散権をもつと解するのが素直である。
批 判	天皇の国事行為はもともと形式的行為と想定されており、内閣の助言・承認の結果形式的行為となるのではない。内閣の助言・承認は、最初から形式的な行為に過ぎない国事行為に対するものであり、実質的決定権の根拠とはなり得ない。	議院内閣制においては、自由な解散権が認められるのが通例といえるかどうかは、問題である。 仮に議院内閣制において、内閣に自由な解散権が認められるのが通例であるとしても、日本国憲法がそのような議院内閣制を採用したかどうかは、内閣に自由な解散権があることを根拠付け得たとき、はじめていえることであり、循環論法に陥る。	行政概念について、控除説に立たない者にとっては、説得力がない。 控除説を前提としても、全国家作用は、「国民支配作用」と考えると、解散権はそこには含まれないから、控除しても行政には残らないはずである。	政党内閣制の下では多数党の支える内閣に対し不信任決議が成立する可能性は稀であるため、解散権を行使できる場合が著しく限定されてしまう。
解散は憲法第69条所定の場合に限られるか	限られない	限られない	限られない	限られる

なお、衆議院の解散決議による解散も可能であるという説もあるが、多数者の意思によって少数者の議員たる地位を剥奪することは許されないという批判がある。

●日本国憲法と明治憲法の対比●

	日本国憲法	明治憲法
主権者	国民（前文，§ 1）	天皇（万世一系の天皇）（§ 1）
天皇の地位	日本国の象徴であり，日本国民統合の象徴（§ 1）	元首であって統治権を総攬する（§ 4）
天皇の権能	「国事に関する行為のみを行ひ，国政に関する権能を有しない。」（§ 4－I）	帝国議会の協賛の下に立法を行い（§ 5），国務大臣の輔弼を受けて行政権を行使し（§ 55），天皇の名において司法権は裁判所がおこなう（§ 57）
人権保障	第3章「国民の権利及び義務」	第2章「臣民権利義務」として規定
人権制約	「公共の福祉」による制約（§ 12，13，22－I，29－II）	「法律ノ範圍内ニ於テ」認められており，「法律の留保」を伴う
平等原則	正面から一般的に規定（§ 14），他に個別的規定（§ 24，26，44）	一般的規定なし（公務就任に関してのみ規定があった（§ 19））
信教の自由	信教の自由を保障する（§ 20－I 前段，II）と同時に，政教分離を詳しく定める（§ 20－I 後段，88）	保障がされていたが，制限を伴うものであった（§ 28）
政党	規定はないが，「憲法は，政党の存在を当然に予定している」（八幡製鉄事件，憲法判例百選ⅡNo.168）	国家は，法的には原則として，政党を「無視」ないし「軽視」する態度を採っていたとされる。
両議院の権能	衆議院の優越（§ 59，60，61，67）	二院対等が原則
内閣	第5章（§ 65～§ 75）	規定なし。法律上の機関でさえなかった。
司法権	行政事件の裁判権を含む（通説）	行政事件の裁判権は司法権に含まれないことを明示（§ 57－I，61）
違憲審査制	最高裁判所について明示（§ 81）	規定なし（違憲審査権は与えられず）
予算修正	規定なし	減額修正についても制約（§ 67）
地方自治	第8章（§ 92～§ 95）	規定なし（法律による整備）
国家緊急権（※）	規定なし	緊急命令（§ 8），戒厳大権（§ 14），非常大権（§ 31）
命令	執行命令と委任命令のみ	代行命令（§ 8），独立命令（§ 9等）

<コメント>

国家緊急権とは，戦争，内乱，恐慌及び大規模な災害等，平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において，国家の存立を維持するために，国家権力が，立法的な憲法秩序を一時停止して非常措置を採る権限をいうとされる。

行政法・短答プロパー知識

●行政行為の種類●

効果意思の観点からの分類		内容による分類	意義	具体例
法律行為的行政行為	命令的行為	下命	人の本来自由な行動に対し、作為の命令をする行政行為。	違法建築に対する除却命令等。
		禁止	人の本来自由な行動に対し、不作為の命令をする行政行為。	営業停止命令等。
		許可	人の本来自由な行動について予め一般的に禁止しておき、個別の申請に基づいて禁止を解除する行政行為。	自動車の運転免許、風営法に基づく風俗営業許可等。
		免除	作為義務・給付義務・受任義務を、一定の場合に解除する行政行為。	納税猶予等。
	形成的行為	特許	本来的自由に属しない特権ないし能力を、私人に対して付与する行政行為。	道路占用許可、公有水面埋立免許、流水占用許可、帰化の許可等。
		認可	私人の行為を補充してその法律上の効力を完成させる行政行為。	農地の権利変動の許可、公共料金の認可、河川流水使用权の譲渡の承認等。
		代理	第三者がすべき行為を行政が代わって行い、第三者自らが行ったときと同じ効果を発生させる行政行為。	土地収用法に基づく収用裁決等。
準法律行為的行政行為	確認		特定の事実又は法律関係の存在を確定する行政行為。	建築確認、税の更正・決定等。
	公証		特定の事実又は法律関係の存否を公に証明する行政行為。	住民票への記載、選挙人名簿への登録等。
	通知		特定又は不特定多数の人に、あることを知らしめる行政行為。	土地細目の公告、代執行の戒告等。
	受理		他人の行為を有効な行為として受領する行政行為。	各種の届出書の受理等。

この伝統的な分類に対しては、様々な点で批判がなされているが、処分性の有無や、認められる裁量の広狭等を判断するうえでは、なお意味のある分類といえる（最判平 11. 1. 21・行政判例百選Ⅰ No.60，最判昭 57. 4. 23・行政判例百選Ⅰ No.128 等参照）。

●行政不服審査法上の不服申立て●

	異議申立て	審査請求	再審査請求
不服申立て先	処分庁に上級行政庁がないとき・処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官もしくは外局もしくはこれに置かれる庁の長であるとき・法律で特に定めのあるとき：当該処分庁（6条） 行政庁の不作為：不作為庁（7条）※	処分庁に上級行政庁があるとき：処分庁の直近上級行政庁（5条2項前段） 法律（条例に基づく処分については、条例を含む）に審査請求をすることができる旨の定めがあるとき：当該法律に定める行政庁（5条2項後段） 不作為に対する審査請求：不作為庁の直近上級行政庁（7条）※	法律（条例に基づく処分については、条例を含む）に再審査請求をすることができる旨の定めがあるとき：当該法律又は条例に定める行政庁（8条2項前段） 審査請求が可能な処分につき、原権限庁がその権限を他に委任した場合に、委任を受けた行政庁がその委任に基づいてした処分に係る審査請求につき、原権限庁が審査庁として裁決をしたとき：当該原権限庁が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求についての審査庁（8条2項後段）
期間制限*	処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（45条）	処分があったことを知った日の翌日から起算して原則として60日（異議申立てを経た場合は当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日）以内、又は処分があった日（異議申立てを経たときは、当該異議申立てについての決定があった日）の翌日から起算して1年以内（14条1項・3項）	審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内（53条）又は審査請求についての裁決があった日の翌日から起算して1年以内（56条、14条3項）
形式	決定（47条）	裁決（40条）	裁決（55条）

* 不作為に対する不服申立てについては、行政不服審査法に期間制限の規定はないことから、当該不作為状態が続いていれば不服申立てができると解されている。

●取消訴訟の判決の効力●

	意義
既判力 (§ 7, 民事訴訟法 § 114)	判決が確定した場合に生じる, そこで判断された事項に訴訟手続上当事者も裁判所も拘束されるという効果。
取消判決の形成力 (取消訴訟の性質についての形成訴訟説を前提とする。)	係争処分 of 取消判決について生じる, 当該処分 of 効力が処分当時に遡って形成的に消滅するという効果。取消訴訟 of 原状回復機能。
取消判決の第三者効 (§ 32- I)	係争処分 of 取消判決について生じる, 原告以外の第三者も, 当該処分が遡求的に失効していることを前提としなければならず, 別訴において当該処分が有効に存続していることを主張することが許されなくなる, という効果。 第三者効が認められる以上, 第三者を手続的に保護する必要があることから, 訴訟参加 (§ 22) や第三者再審 of 訴え (§ 34) 等が規定されている。
取消判決の拘束力 (§ 33- I)	係争処分 of 取消判決について生じる, 処分庁その他の関係行政庁に対して取消判決に従うという実体法上の義務を課す効果。

<TAC>無断複写・複製を禁じます。

MEMO

7

民法・短答プロパー知識

●民法上の取消権の期間制限●

	条文	期間制限	
一般的取消し	§ 126	追認をすることができる時から5年	行為の時から20年
詐欺行為の取消し	§ 426	取消しの原因を知った時から2年	行為の時から20年
書面によらない贈与の撤回	§ 550	時効・除斥期間によって消滅することはない。贈与が履行されるか、後日書面が作成されるまで存続する（大判大8.6.3）。	
夫婦間の契約の取消し	§ 754 本文	婚姻中いつでも（ただし、婚姻が実質的に破綻している場合には本条の適用なし（最判昭42.2.2））	
詐欺・強迫による婚姻の取消し	§ 747-Ⅱ	詐欺発見・強迫を免れた後3か月	
詐欺・強迫による養子縁組の取消し	§ 808（§ 747-Ⅱ準用）	詐欺発見・強迫を免れた後6か月	
相続の承認・放棄の取消し	§ 919-Ⅲ	追認をすることができる時から6か月	承認・放棄の時から10年

●担保責任の内容●

◎…買主の善意悪意不問，○…善意の買主のみ

	A. 代金減額請求	B. 解除	C. 損害賠償請求	除斥期間
1. 権利の全部が売主以外の者に属する売買 (561 条) ※1		◎ (買主に権利を移転できない時) ※2	○	なし※3
2. 権利の一部が売主以外の者に属する売買 (563 条)	◎※4	○ (残存部分だけであれば買主が買わなかったであろう時)	○	知った時から 1 年 (悪意の買主は契約の時から 1 年)※5
3. 数量不足・一部滅失 (565 条)	○	○ (目的不達成時)	○	知った時から 1 年
4. 用益的権利が付着した権利の売買 (566 条)	×※6	○ (目的不達成時)	○	知った時から 1 年
5. 担保権が付着した権利の売買 (567 条)		◎ (所有権喪失時) ※7	◎※8	なし※9
6. 隠れた瑕疵 (570 条)	×※6	○ (目的不達成時)	○	知った時から 1 年

※1 1～5 までを権利の瑕疵 (追奪担保) という。これに対し，6 を物の瑕疵 (瑕疵担保) という。権利の瑕疵は，買主が完全な権利を取得できない場合を指し，物の瑕疵は，売買の目的物に瑕疵があるために，買主が充分な交換価値又は使用価値を取得できない場合を指す。

※2 買主が，契約締結後に売主が権利者から権利を取得することを期待して売買に応じたとしても，一概に不当とはいえないことから，解除権を認めている。但し，その期待が外れることも十分に買主は予期し得るのであるから，損害賠償請求権までは認められない。

※3 権利が売主に帰属するか否か，すなわち，担保責任が発生するか否かは比較的明らかであり，早期に担保責任を消滅させる必要性は小さいからである。

※4 代金減額請求権とは，実質的には，一部解除権である。したがって，※2 と同様。

※5 代金減額の割合，解除権発生の有無などは契約当時の事情から検討する必要がある，早期に解決すべき必要性が高いといえるからである。

※6 代金の減額を比例的に算出することが困難だからである。

※7，8 担保権の付着した権利の売主は，自ら被担保債権を弁済する責任を負うのが通常であり，弁済を期待する悪意の買主の信頼は保護に値するからである。

※9 早期に解決する必要性は小さいからである。

●請負の担保責任●

	原則	建物その他土地の工作物の特則
瑕疵修補請求	可。ただし、瑕疵が重要でない場合で、その修補に過大な費用を要するときは不可。(民法 § 634-I)	同左
損害賠償請求	可。瑕疵の修補に代えて、又はその修補とともに。(同法 § 634-II)	同左
契約解除	目的物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができないときは、可。(同法 § 635 本文)	不可。(同法 § 635-ただし書)
担保責任の存続期間	仕事の目的物を引き渡した時、ないし引渡しを要しない場合には仕事が終了した時から1年。(同法 § 637)	建物その他の土地の工作物の請負人は、その工作物又は地盤の瑕疵について、引渡し時から5年。石造、土造などは引渡し時から10年。(同法 § 638-I)
担保責任を負わない特約	可。(同法 § 640)	同左

＜TAC＞無断複写・複製を禁じます。

MEMO

商法・短答プロパー知識

●違法な設立及び会社の不成立●

	意義	主張方法	主張権者・主張期間
会社設立の無効	設立手続等に瑕疵が存在する場合 ※無効事由については明文の規定はないが、設立手続に重大な瑕疵がある場合に限られると解されている	訴えのみ（§828-I①）	・株主等（§828-II①） ・設立登記から2年以内（同-I①）
会社設立の取消し	①社員が民法等の規定により設立に係る意思表示を取り消すことができるとき（§832-①） ②社員が債権者を害することを知って持分会社を設立したとき（同-②） ※持分会社のみ認められる	訴えのみ（§832）	・①の場合 →当該社員（§832-①） ・②の場合 →当該債権者（同-②） ・持分会社成立の日から2年以内（同柱書）
会社の不存在	会社の実体と認めることができるものが全く存在しないか、ほとんど存在しないのに設立登記がなされた場合	どのような方法でも可	・誰でも可 ・いつでも可
会社の不成立	会社の設立が途中で挫折し設立の登記まで至らなかった場合	どのような方法でも可	・誰でも可 ・いつでも可

●定款，株主名簿，新株予約権原簿及び社債原簿の据置き及び閲覧制度●

	定款	株主名簿	新株予約権原簿	社債原簿
備置場所	株式会社の本店及び支店（§31-I） ※株式会社の成立前は，発起人が定めた場所	株式会社の本店（§125-I） ※株主名簿管理人がある場合にあっては，その営業所	株式会社の本店（§252-I） ※株主名簿管理人がある場合にあっては，その営業所	社債発行会社の本店（§684-I） ※社債原簿管理人がある場合にあっては，その営業所
閲覧権者	株主及び債権者（§31-II） ※株式会社の成立前は，発起人	株主及び債権者（§125-II）	株主及び債権者（§252-II）	社債権者その他の法務省令で定める者（§684-II）
閲覧に際して請求の理由を明らかにする必要性の有無	なし（§31-II参照）	あり（§125-II）	あり（§252-II）	あり（§684-II）
会社が閲覧請求を拒否できる事由の有無	なし	あり（§125-III）	あり（§252-III）	あり（§684-III）
親会社社員による閲覧請求の可否	可能（§31-III）	可能（§125-IV）	可能（§252-IV）	可能（§684-IV）

●株式の併合、分割、無償割当て及び消却●

	併合	分割	無償割当て	消却
決定機関	株主総会（特別決議）（§180－Ⅱ・309Ⅱ④）	株主総会（取締役会設置会社においては、取締役会）（§183－Ⅱ）	株主総会（取締役会設置会社においては、取締役会） なお、定款の別段の定め可（§186－Ⅲ）	取締役会設置会社においては取締役会（§178－Ⅱ）
理由の説明	○ （§180－Ⅲ）			
株券提出手続	○ （§219－Ⅰ②）			
種類株主総会の決議の要否	一定の場合 （§322－Ⅰ②）	一定の場合 （§322－Ⅰ②）	一定の場合 （§322－Ⅰ③）	
発行済株式の総数	減少	増加	増加 但し、自己株式のみを割り当てる場合を除く	減少
発行可能株式総数	影響無し	影響無し	影響無し	影響無し
資本金の額	影響無し	影響無し	影響無し	影響無し

●株主総会と社債権者集会の異同●

	株主総会	社債権者集会
開催時期	定時株主総会（§ 296 I） 必要がある場合（§ 296 II）	必要がある場合のみ（§ 717 I）
少数権利者の招集	総株主の議決権の 3 %（§ 297）	ある種類の社債の総額の 10 %（§ 718）
書面投票制度	株主数 1000 人以上の場合 に義務（§ 298 II）	義務（§ 721）
検査役制度	あり（§ 306, 307）	なし
議題等の提案権	あり（§ 303, 304, 305）	なし
議決権の数	原則, 1 株 1 議決権 （§ 308 I）	ある種類の社債金額の 合計額に応じる（§ 723 I）
議決権の代理行使	あり（§ 310）	あり（§ 725）
議決権の不統一行使	あり（§ 313）	あり（§ 728）
自己株式・自己社債	議決権なし（§ 308 II）	議決権なし（§ 723 II）
議事録の作成	あり（§ 318）	あり（§ 731）
決議の効力	当然に効力を生ずる	裁判所の認可を要する （§ 734 I）
取消し・無効等の救済制度	あり（§ 830, 831）	なし

●委員会及び取締役会、監査役会●

	取締役会	監査役会	委員会
招集権者の定め	定めることができる (§ 366-I ただし書)	規定なし	当該委員会の各委員 (§ 410)
招集通知の時期	原則として、1週間前 (§ 368-I)	原則として、1週間前 (§ 392-I)	原則として、1週間前 (§ 411-I)
招集手続の省略	認められている (§ 368-II, 376-III)	認められている (§ 392-II)	認められている (§ 411-II)
出席義務者	・取締役 ・監査役 (§ 383-I) ・会計参与 (一定事項のみ) (§ 376-I) ・執行役 (取締役会の要求があれば) (§ 417-V)	・監査役	・委員 ・執行役 (委員会の要求があれば) (§ 411-III) ・取締役 (委員会の要求があれば) (§ 411-III, 404-II ① 参照) ・会計参与 (委員会の要求があれば) (§ 411-III, 404-II ① 参照)
議事録閲覧 請求権者	・株主 (監査役設置会社又は委員会設置会社においては、裁判所の許可) (§ 371-II・III) ・債権者 (裁判所の許可) (§ 371-IV) ・親会社社員 (裁判所の許可) (§ 371-IV・V)	・株主 (裁判所の許可) (§ 394-II) ・債権者 (裁判所の許可) (§ 394-III・II) ・親会社社員 (裁判所の許可) (§ 394-III・II)	・取締役 (§ 413-II) ・株主 (裁判所の許可) (§ 413-III) ・債権者 (裁判所の許可) (§ 413-IV・III) ・親会社社員 (裁判所の許可) (§ 413-IV・III)
決議の省略	認められている (§ 370)	規定なし	規定なし

●株主総会決議と取締役会決議の手続●

	株主総会		取締役会	
招 集 通 知 の 時 期	§ 299-Ⅰ	原則，株主総会の日の2週間前 書面又は電磁的方法による議決権に関する事項を定めていないとき，公開会社でない株式会社にあつては，1週間前 書面又は電磁的方法による議決権に関する事項を定めていないとき，公開会社でない株式会社が，取締役会設置会社以外の株式会社である場合において，1週間を下回る期間を定款で定めた場合にあつては，その期間	§ 368-Ⅰ	原則，取締役会の日の1週間前 下回る期間を定款で定めた場合にあつては，その期間
招 集 通 知 の 方 式	§ 299-Ⅱ・Ⅲ	書面又は電磁的方法による議決権に関する事項の定めがなく，かつ，株式会社が取締役会設置会社でないときは，口頭で可 書面又は電磁的方法による議決権に関する事項を定めたとき，又は株式会社が取締役会設置会社であるときは，書面	§ 368 参照	口頭で可
招 集 通 知 の 省 略	§ 300	書面又は電磁的方法による議決権に関する事項を定めていない場合で，かつ，株主全員の同意	§ 368-Ⅱ	取締役（監査役設置会社にあつては，取締役及び監査役）の全員の同意
決 議 要 件	§ 309-Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	4種類	§ 369-Ⅰ	1種類（特別取締役を除く）
書 面 又 電 磁 的 方 法 に よ る 決 議	§ 319-Ⅰ	全員の同意	§ 370	取締役全員の同意＋監査役が特に意見を述べることはないこと＋定款の定め
特 別 利 害 関 係 人	§ 831-Ⅰ ③	議決権行使はできるが，決議取消しの訴えの対象となる	§ 369-Ⅱ	議決に加わることができない
代 理 ・ 不 統 一 行 使	§ 310-Ⅰ 前段，313	可	—	不可

●会社法 120 条違反の効果●

	請求内容	過失の有無	責任免除の可否	株主代表訴訟の可否
株式会社 ↓ 利益供与を受けた者	当該利益の返還請求（§ 120-Ⅲ前段） ※当該利益と引換えに給付したものがあるとき、その返還を受けることができる（同後段）	規定なし	規定なし	可能（§ 847）
株式会社 ↓ 取締役・執行役	供与した利益の価額に相当する額の支払請求（§ 120-Ⅳ）	・利益供与をした取締役・執行役 →無過失責任（§ 120-Ⅳただし書） ・それ以外の者 →過失責任（同ただし書）	総株主の同意で可（§ 120-V）	可能（§ 847）

●役員等の責任の免除及び軽減●

	要件	定款の定め	機関設計	取締役の自己取引に関する責任の免除・軽減（§428）
総株主の同意による責任の全部免除（§424）	総株主の同意	不要	特になし	免除できる
株主総会による責任の一部免除（§425）	・株主総会の特別決議 ・取締役の善意無重過失	不要	特になし	免除できない
取締役等による責任の一部免除（§426）	・取締役の過半数の同意（取締役会設置会社においては、取締役会の決議） ・取締役の善意無重過失	必要	監査役設置会社及び委員会設置会社のみ	免除できない
責任限定契約による責任軽減（§427）	責任限定契約の締結	必要	特になし	軽減できない

●違法な剰余金の配当に関する責任●

		内容	善意・悪意又は過失の有無	責任の免除の可否
会 社	株主	交付された金銭等の帳簿価額相当額の支払請求(§462-I)	無過失責任	規定なし
	業務執行者・取締役等	交付された金銭等の帳簿価額相当額の支払請求(§462-I)	過失責任 (§462-II)	総株主の同意で可 ※分配可能額を超える部分は不可 (§462-III)
業務執行者・取締役等	株主	責任を履行した取締役等による求償 (§463-I)	悪意 (§463-I)	規定なし
会社債権者	株主	交付された金銭等の帳簿価額相当額の支払請求 (§463-II 本文) ※債権額の範囲内に限る (同ただし書)	無過失責任	規定なし
	業務執行者・取締役等	第三者に対する損害賠償責任 (§429-I)	悪意又は重過失 (§429-I)	規定なし

●資本金・準備金の額の減少●

	要件	債権者保護手続
資本金の額の減少	原則：株主総会の特別決議（§447－I・309－II⑨） 例外①：株主総会の普通決議（§447－I・309－II⑨かつこ書）（注1） 例外②：取締役の決定（取締役会設置会社においては，取締役会の決議）（§447－III）（注2）	必要（§449－I本文）
準備金の額の減少	原則：株主総会の普通決議（§448－I） 例外：取締役の決定（取締役会設置会社においては，取締役会の決議）（§448－III）（注3）	原則：必要（§449－I本文） 例外①：不要（§449－I本文第2かつこ書）（注4） 例外②：不要（§449－Iただし書）（注5）

（注1）欠損填補の場合である。

（注2）株式の発行と同時に資本金の額を減少する場合であって，資本金の額の減少の効力発生日後の資本金の額がその日前の資本金の額を下回らないときである。

（注3）株式の発行と同時に準備金の額を減少する場合であって，準備金の額の減少の効力発生日後の準備金の額がその日前の準備金の額を下回らないときである。

（注4）減少する準備金の額の全部を資本金とする場合である。

（注5）定時株主総会決議による準備金の額の減少であって，減少後なお分配可能な剰余金が生じないときである。

●持分会社の管理●

	業務執行社員を 定款で定めた場合	業務執行社員を 定款で定めていない場合
業務執行の決定	業務執行社員の過半数 (§ 591－Ⅰ 前段)	社員の過半数 (§ 590－Ⅱ)
常務	各業務執行社員 (§ 591－Ⅰ 後段, § 590－Ⅲ)	各社員 (§ 590－Ⅲ)
支配人の選任・解任	社員の過半数 (§ 591－Ⅱ)	
業務・財産状況の調査	各社員 (§ 592－Ⅰ)	

●組織変更に関する略式手続と簡易手続●

<略式手続>

		当事会社	条文	要件
事業譲渡		譲渡会社	§ 468－I	相手方が特別支配会社
		譲受会社		
合併	吸収	消滅会社	§ 784－I 本文	相手方が特別支配会社※ 1
		存続会社	§ 796－I 本文	相手方が特別支配会社※ 2
	新設	消滅会社	×	×
		新設会社	－	－
分割	吸収	分割会社	§ 784－I 本文	相手方が特別支配会社
		承継会社	§ 796－I 本文	相手方が特別支配会社※ 2
	新設	分割会社	×	×
		新設会社	－	－
株式交換		完全子会社	§ 784－I 本文	相手方が特別支配会社※ 1
		完全親会社	§ 796－I 本文	相手方が特別支配会社※ 2
株式移転		完全子会社	×	×
		完全親会社	－	－

※ 1 …消滅会社，完全子会社が公開会社で対価の一部又は全部が譲渡制限株式の場合を除く

※ 2 …存続会社，分割会社，完全親会社が公開会社でなく，交付する対価の全部又は一部が譲渡制限株式である場合を除く

<組織変更における簡易手続>

		当事会社	条文	要件※ 1
事業譲渡		譲渡会社	§ 467－Ⅰ② ※ 2	営業の重要でない一部若しくは総資産の 1/5 以下
		譲受会社	§ 467－Ⅰ③参照 ※ 2	営業の一部の譲受け
			§ 468－Ⅱ	営業の全部の譲受けで対価が純資産の 1/5 以下
合併	吸収	消滅会社	×	×
		存続会社	§ 796－Ⅲ本文	対価の帳簿価格が純資産の 1/5 以下※ 3
	新設	消滅会社	×	×
		新設会社	－	－
分割	吸収	分割会社	§ 784－Ⅲ	移転する財産が総資産の 1/5 以下
		承継会社	§ 796－Ⅲ本文	対価の帳簿価格が純資産の 1/5 以下※ 3
	新設	分割会社	§ 805	移転する財産が総資産の 1/5 以下
		新設会社	－	－
株式交換		完全子会社	×	×
		完全親会社	§ 796－Ⅲ本文	対価の帳簿価格が純資産の 1/5 以下※ 3
株式移転		完全子会社	×	×
		完全親会社	－	－

※ 1 …1/5 要件は定款で下回る割合を定めることが可能

※ 2 …決議の省略ではなく，事業譲渡の総会決議の対象とならない

※ 3 …例外あり（§ 796 - III ただし書）

●組織変更における株式買取請求権と債権者異議手続●

		当事会社	株式買取請求権	債権者異議手続
事業譲渡		譲渡会社	○(§469-I)	×
		譲受会社	○(§469-I)	×
合併	吸収	消滅会社	○(§785-I)	○(§789-I①)
		存続会社	○(§797-I)	○(§799-I①)
	新設	消滅会社	○(§806-I)	○(§810-I①)
		新設会社	—	—
分割	吸収	分割会社	○(§785-I)	△(§789-I②)
		承継会社	○(§797-I)	○(§799-I②)
	新設	分割会社	○(§806-I)	△(§810-I②)
		新設会社	—	—
株式交換		完全子会社	○(§785-I)	▲(§789-I③)
		完全親会社	○(§797-I)	▲(§799-I③)
株式移転		完全子会社	○(§806-I)	▲(§810-I③)
		完全親会社	—	—

△…原則として債権者異議手続があるが例外がある

▲…原則として債権者異議手続がないが例外がある

●株式会社の登記事項と定款記載事項●

登記事項（§911－Ⅲ各号，他）	定款記載事項
株式会社の設立に必要となる登記事項	絶対的記載事項（§27 各号，37）
・目的 ・商号 ・本店，支店の所在場所 ・資本金の額 ・発行可能株式総数 ・発行済株式総数，その種類及び額 ・取締役の氏名 ・代表取締役の氏名，住所	・目的 ・商号 ・本店所在地 ・設立時最低価額 ・発起人の氏名，住所 ・発行可能株式総数
上記以外の登記事項	相対的記載事項，任意的記載事項
・存続期間，解散事由 ・発行する株式の内容 発行可能種類株式総数，種類株式の内容 ・単元株式数 ・株券発行会社である旨 ・株主名簿管理人の氏名，住所等 ・新株予約権の内容に関する事項 ・取締役会設置会社である旨 ・会計参与設置会社である旨，会計参与の氏名等 ・監査役設置会社である旨，監査役の氏名 ・監査役会設置会社である旨，社外監査役である旨 ・会計監査人設置会社である旨，会計監査人の氏名 ・一時会計監査人の職務を行う者の氏名 ・特別取締役に関する事項 ・委員会設置会社である旨，社外取締役である旨， 委員及び執行役の氏名，代表執行役の氏名，住所 ・役員等の責任免除に関する事項 ・計算書類の電磁的公示に関する事項 ・公告方法に関する事項	・存続期間，解散事由の定め ・株式の内容についての特別な定め， 種類株式 ・単元株式数 ・株券を発行する旨 ・株主名簿管理人を設置する旨 ・取締役会を設置する旨 ・会計参与を設置する旨 ・監査役を設置する旨等 ・監査役会を設置する旨 ・会計監査人を設置する旨 ・委員会を設置する旨 ・役員等の責任免除に関する事項 ・公告方法

●各種留置権●

	当事者	被担保債権	目的物	その他
通常の留置権 (民法 § 295)	特になし	その物に関して 生じた債権	その物	債権と留置物の 牽連関係が必要
商人間の留置権 (商法 § 521)	商人と商人	双方的商行為により 生じた債権	債務者所有の 物・有価証券	商行為による 占有取得が必要
代理商の留置権 (商法 § 31)	代理商と 本人 (非商人も可)	代理・媒介により 生じた債権	物・有価証券	特になし
問屋の留置権 (商法 § 557・31)	問屋と 委託者 (非商人も可)	販売・買入により 生じた債権	物・有価証券	特になし
運送取扱人の留置権 (商法 § 562)	運送取扱人と 委託者 (非商人も可)	運送品の運送に 直接関係のある債権	運送の目的物	債権と留置物の 牽連関係が必要
運送人の留置権 (商法 § 589・562)	運送人と 荷送人 (非商人も可)	運送品の運送に 直接関係のある債権	運送の目的物	債権と留置物の 牽連関係が必要

●（陸上物品）運送人・倉庫営業者・場屋の主人の責任●

	陸上物品運送人	倉庫営業者	場屋の主人	
			寄託を受けた	客の携帯する
			物品	物品
主観的要件	§ 577 (※1)	§ 617 (※1)	§ 594－Ⅰ (※2)	§ 594－Ⅱ (※3)
損害賠償額	§ 580, 581	民法の原則による		
高価品の特則	§ 578	なし	§ 595	
消滅時効の特則	§ 589・566 (※4)	§ 626 (※4)	§ 596 (※4)	
責任の特別消滅	§ 588	§ 625・588	なし	観念不可
供託権・競売権	§ 585, 586	§ 624－Ⅰ・524	商法上特則なし	観念不可

※1 …過失が必要。ただし挙証責任は転換。

※2 …過失不要。ただし不可抗力は除く。

※3 …過失が必要。挙証責任の転換なし。

※4 …基準となる日から1年の短期消滅時効。

民事訴訟法・短答プロパー知識

●期日の変更●

対象	期日の変更要件
争点整理手続を経ない最初の口頭弁論期日	・顕著な事由（民事訴訟法 § 93－Ⅲ本文）※ 1 ※ 2 又は ・当事者の合意（同ただし書）
最初の弁論準備手続期日	
争点整理手続を経ない口頭弁論の続行期日	顕著な事由（民事訴訟法 § 93－Ⅲ本文）
弁論準備手続の続行期日	
弁論準備手続を経た口頭弁論期日	やむを得ない事由（民事訴訟法 § 93－Ⅳ）※ 3

※ 1 顕著な事由とは、例えば、当事者・代理人の急病、縁者の不幸等により出頭できない場合や示談進行中などがこれに当たると解されている。

※ 2 顕著な事由は疎明することを要し、疎明資料を提出しないときは変更申立てを却下しなければならない（最判昭 24. 8. 2）。

※ 3 これは争点整理手続を経て集中証拠調べを予定する期日は、取調べの対象となる人証も複数にわたり、審理の集中実施の必要性がきわめて高い期日であるから、変更を厳しく制限する趣旨である。したがって、やむを得ない事由は顕著な事実より狭い。

●共有不動産に関する共同訴訟の形態●

紛争の種類	請求の内容	共同訴訟の形態
共有者が原告の場合	共有権確認請求	固有必要的共同訴訟（最判昭 46. 10. 7）
	共有権に基づく移転登記手続請求	固有必要的共同訴訟（最判昭 46. 10. 7）
	入会権の対外的確認請求	固有必要的共同訴訟（最判昭 41. 11. 25）
	共有持分権確認請求	通常共同訴訟（最判昭 40. 5. 20）
	共有権に基づく妨害排除請求	通常共同訴訟（大判大 10. 7. 18）
	共有権に基づく引渡請求	通常共同訴訟（大判大 10. 6. 13）
	共有持分権に基づく抹消登記手続請求	通常共同訴訟（最判平 15. 7. 11）
共有者が被告の場合	共有名義人に対する所有権確認請求	通常共同訴訟（最判昭 34. 7. 3）
	賃借人の相続人に対する賃借権の確認請求	通常共同訴訟（最判昭 45. 5. 22）
	所有権に基づく抹消登記手続請求	固有必要的共同訴訟（最判昭 38. 3. 12）
	不動産の買主の売主の相続人複数に対する売買契約に基づく所有権確認請求	通常共同訴訟（最判昭 44. 4. 17）
	土地所有者の土地上の建物の所有権を共同相続した者らに対する所有権に基づく建物収去土地明渡請求	通常共同訴訟（最判昭 43. 3. 15）
共有者内部の紛争	共有物分割の訴え	固有必要的共同訴訟（大判明 41. 9. 25）
	共同相続人間における遺産確認の訴え	固有必要的共同訴訟（最判平元. 3. 28）
	共同相続人間における相続人の地位存否確認の訴え	固有必要的共同訴訟（最判平 16. 7. 6）
	共有者間の共有持分の確認訴訟	通常共同訴訟（最判昭 40. 5. 27）
	共有者間の更正登記（一部抹消登記）	通常共同訴訟（最判昭 60. 11. 29）

刑法・短答プロパー知識

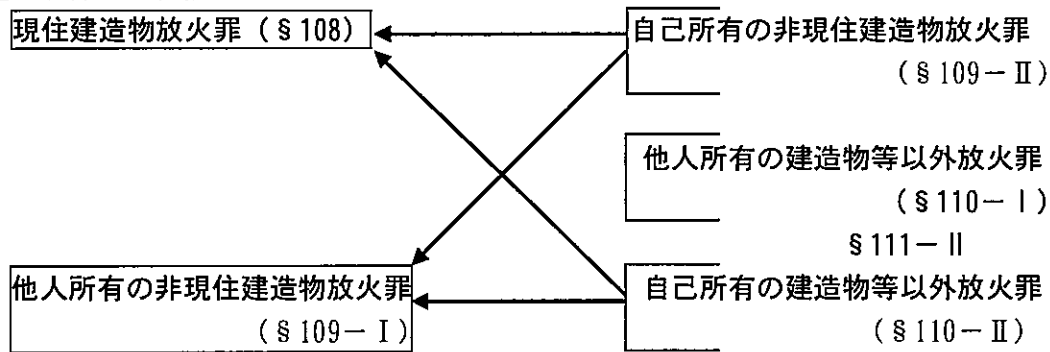
●延焼罪●

延焼罪（刑法 § 111）は、自己所有物件に対する放火罪を犯して、他人所有の物件に延焼した場合を処罰する結果的加重犯である。同条第 1 項は、自己の所有にかかる非現住建造物又は建造物以外の物を焼損した結果、現住建造物又は他人の所有する非現住建造物に延焼した場合について規定し、同条第 2 項は、自己の所有にかかる建造物以外の物を焼損した結果、他人の所有する建造物以外の物に延焼した場合について規定している。

延焼罪は結果的加重犯であるから、重い延焼結果について認識がある場合には成立しない。また、同罪が成立するためには、放火行為と延焼結果との間に相当因果関係が必要であり、かつ延焼結果についての予見可能性があることが必要とする学説が有力である（前田（各）P 383～）。

以上を図にまとめると、以下の様になる。

【延焼罪の関係】 § 111 - I



●虚偽公文書作成罪（刑法 § 156）の間接正犯●

1. 虚偽公文書作成罪（刑法 § 156）の間接正犯形式については、利用者及び被利用者がどのような身分であるかによって、その結論が異なる。
2. まず、利用者が権限ある公務員で、被利用者が権限なき公務員の場合（①）には、身分なき道具の場合に間接正犯が認められるかという点が問題となる。これを肯定する見解によれば、虚偽公文書作成罪の間接正犯が成立し得ることになる。
3. 次に、利用者が権限ある公務員で、被利用者も権限ある公務員の場合（②）にも、身分ある故意なき道具に間接正犯を認める見解からは、虚偽公文書作成罪の間接正犯が成立し得る。例えば、権限ある公務員が、情を知らない権限ある公務員を利用して虚偽公文書を作成させる場合に、利用者には同罪の間接正犯が成立し得る。なお、被利用者が、当該文書が虚偽であることを知っていた場合には教唆犯ないし共同正犯の成立が問題になり得る。
4. また、利用者が補佐的公務員で、被利用者が権限ある公務員の場合（③）には、判例（最判昭32.10.4・刑法判例百選Ⅱ No.95）は、間接正犯の成立を肯定している。もっとも、学説上、同判例の事案においては、利用者に当たる者に、公文書の実質的な作成権限が認められ得るから、虚偽公文書作成罪の直接正犯が成立する余地があったと解する見解がある（前田（各）P460）。
5. さらに、利用者が権限なき公務員で、被利用者が権限ある公務員の場合（④）、利用者には非公務員と同様、公文書の作成権限がないから、後述⑤の場合と同様、間接正犯の成立を否定すべきとする見解（前田など）もあるが、利用者は公務員の身分を有している以上、⑤と同様には解することはできないとして、間接正犯の成立を肯定する見解（大谷など）もある。
6. 最後に、利用者が非公務員で、非利用者が権限ある公務員の場合（⑤）には、判例（最判昭27.12.15）は間接正犯の成立を否定している。学説上も、身分犯の間接正犯を否定する見解は勿論、これを肯定する見解からも、刑法第157条の法定刑が軽微であることを根拠に、虚偽公文書作成罪の間接正犯を否定するものが多い（前田（各）P459など）。

以上をまとめると、以下の様になる。

	利用者	被利用者	間接正犯の成否	備考
①	権限ある公務員	権限なき公務員	成立（学説）	身分なき道具に間接正犯を認める説からは、成立し得る。
②	権限ある公務員	権限ある公務員	成立（学説）	身分ある故意なき道具に間接正犯を認める説からは、成立し得る。なお、非利用者に故意がある場合は、教唆犯ないし共同正犯が成立し得る。
③	補佐的公務員	権限ある公務員	成立（判例）	最判昭32.10.4・刑法判例百選Ⅱ No.95
④	権限なき公務員	権限ある公務員	不成立（通説）	
⑤	非公務員	権限ある公務員	不成立（判例・通説）	最判昭27.12.16

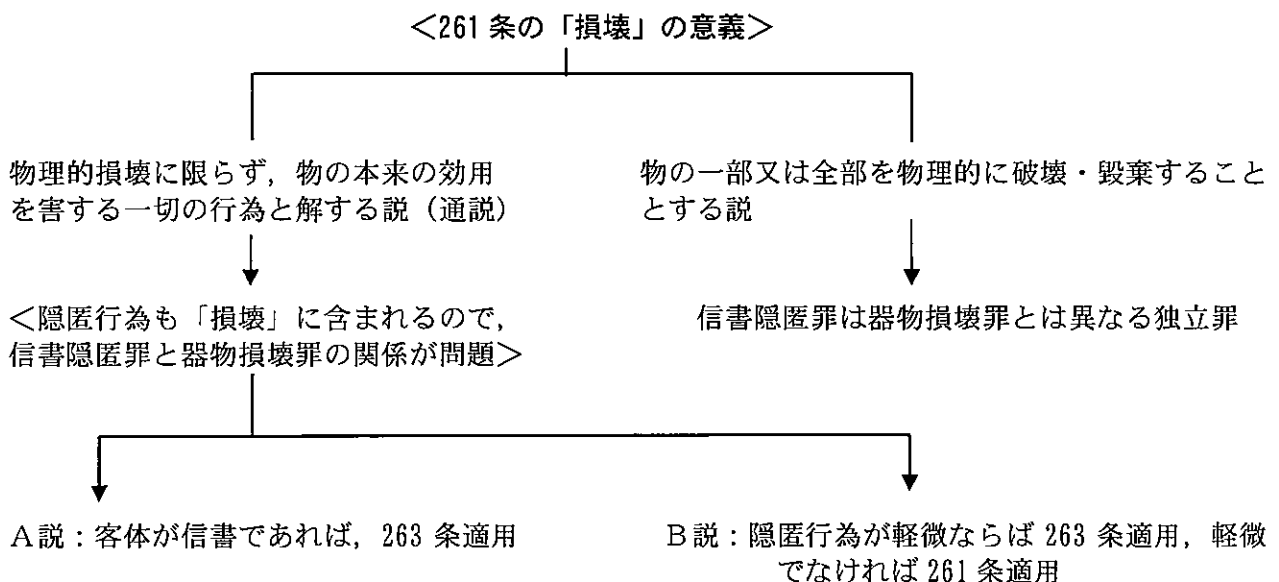
●信書隠匿罪における隠匿行為と器物損壊罪との関係●

これについては刑法 261 条の「損壊」概念の解釈が問題となる。

まず、器物損壊罪における「損壊」を物の一部又は全部を物理的に破壊・毀棄することとする説によれば、信書隠匿罪の隠匿行為は「損壊」に当たり得ないので、両者はまったくの別概念ということになる。一方、「損壊」を物理的損壊に限らず、物の本来の効用を害する一切の行為と解する説（通説）によれば、隠匿行為は「損壊」に当たり得るので、両者の関係が問題になる。

この点、客体に着目し、信書が器物の中で相対的に価値が軽微なので、信書隠匿罪は、器物損壊罪に比べ軽く処罰していると解する見解（A説）がある。これによれば、信書の価値を類型的に軽微と考える以上、信書の破棄行為も信書隠匿罪に該当することになる。これに対して、行為に着目し、一定程度以下の軽微な隠匿行為のみが信書隠匿罪により軽く処罰され、信書の発見を不可能又は著しく困難にしてその効用を失わせる行為は器物損壊罪により重く処罰されると解する見解（B説）がある。これによれば、信書の破棄行為は、器物損壊罪に該当する。

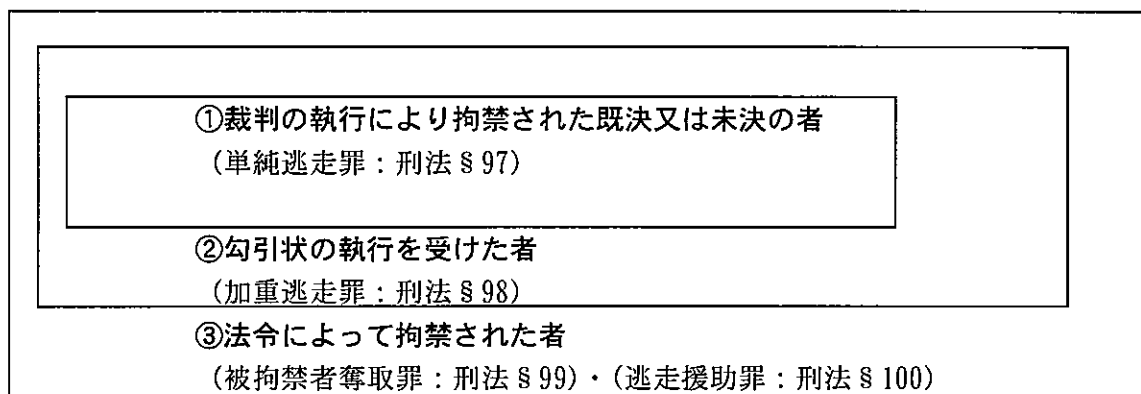
以上をまとめると以下のようなになる。



●逃走罪の主体●

逃走罪の主体は、拘禁の程度という観点から3つに分類される。まず、最も範囲の限定された①裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者という主体は、単純逃走罪（刑法 § 97）の主体となる。次いで、②それに勾引状の執行を受けた者が加わると、加重逃走罪（刑法 § 98）の主体となる。さらに、③それに法令によって拘禁された者を加えると、被拘禁者奪取罪（刑法 § 99）及び逃走援助罪（刑法 § 100）の客体となる。

以上をまとめると、以下のようになる。



①について

- ・「拘禁された」→収監前の者は主体にならない。いったん収監された場合には、公判廷に護送中でも主体になる。
- ・「既決の者」→確定判決を受け、自由刑の執行を受けている者、死刑執行に至るまで拘置されている者、及び罰金や科料を完納できずに労役場に留置されている者がこれに当たる。
- ・「未決の者」→被告人又は被疑者として勾留状により拘禁されている者、鑑定留置に付されている者がこれに当たる。※逮捕状により又は現行犯として逮捕された者は含まない。

②について

- ・「勾引状の執行を受けた者」→勾引された証人、逮捕状により逮捕された被疑者がこれに当たる。※現行犯逮捕された者は含まない。

③について

- ・「法令によって拘禁された者」→現行犯として逮捕された者、少年院又は少年鑑別所に収用中の少年がこれに当たる。※精神保健法の措置入院中の患者、教護院に入院中の患者は含まれない（学説）。

刑事訴訟法・短答プロパー知識

●刑事訴訟法上の証拠調べ及び裁判長の処分に対する異議申立て●

(刑事訴訟法(以下、法とする) § 309, 刑事訴訟規則(以下、規則とする) § 205 参照)

	意 義	法令違反を理由に争うことができるか	相当でないことを理由に争うことができるか
証拠調べに対する異議申立て (法 § 309-Ⅰ)	裁判所, 裁判長, 裁判官, 検察官, 被告人又は弁護人の証拠調べに関するすべての訴訟行為を指す。 具体例) 冒頭陳述において裁判所に予断を生じさせるおそれのある事項を述べたとき(法 § 296 但書), 証人に対し, 意見・憶測・伝聞事項等にわたる供述を求めたとき等。 なお, 証拠調べに関する裁判長の処分に対する異議もここに含まれる(注 1)。	○ (規則 § 205-Ⅰ 本文)	○ (規則 § 205-Ⅰ 本文)
証拠調べの決定に対する異議申立て (法 § 309-Ⅰ)	具体例) 証拠の採否に関する決定(規則 § 190), 証拠調べの範囲, 順序, 方法を定め又は変更する決定(法 § 297), 職権による証拠排除決定(規則 § 207)	○ (規則 § 205-Ⅰ 本文)	× (規則 § 205-Ⅰ 但書) (注 2)
裁判長の処分に対する異議申立て (法 § 309-Ⅱ)	以下の①②が対象となる。なお, 証拠調べに関する裁判長の処分は除外される(注 1 参照)。 ① 裁判長の訴訟指揮権に基づく処分(法 § 294, 295, 規則 § 208, 212 等) 具体例) 冒頭手続における起訴状の求釈明に関する処分, 冒頭手続における陳述の制限(法 § 295)・弁論時間の制限(規則 § 212)・被告人の権利告知(法 § 291-Ⅲ)の懈怠 ② 裁判長の法廷警察権に基づく処分(法 § 288 等) 具体例) 発言禁止, 尋問陳述の制限, 退廷命令等	○ (規則 § 205-Ⅱ)	× (規則 § 205-Ⅱ) (注 3)

注 1 証拠調べに関する裁判長の処分に対する異議は, 裁判長の処分に対する異議申立て(法 § 309-Ⅱ)ではなく, 証拠調べに対する異議(法 § 309-Ⅰ)によるべきものとされている。すなわち, 裁判長の証人尋問の制限(法 § 295), 介入権の行使(法 § 304)については, これを不当として異議の申立てをすることができる。

注 2 証拠決定に対して, 法令違反がある場合に限り異議申立てを認めたのは, 証拠調べに関する決定も 1 つの裁判として本来抗告によって争うべきものであること, この決定をするについては必ず訴訟関係人の意見を聞かなければならないことが考慮されたためである, とされている。

注 3 訴訟指揮権及び法廷警察権は, 合目的的考慮による裁判長の裁量を必要とするから, 不相当な理由による異議を認めると, 異議権の濫用により手続が不当に混乱, 遅延する弊害のおそれがある。ただし, 裁量権を著しく逸脱する場合には, 法令違反の問題が生じ得る。

●裁判員の参加する刑事裁判に関する法律●

対象事件	①法定刑が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件（法 § 2－Ⅰ ①） ②法定合議事件のうち故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件（同－②） ただし、これらに該当する場合であっても、裁判員やその親族等に危害が加えられる具体的危険がある場合には、裁判所の決定により対象事件から除外される（法 § 3）
裁判体の構成	原則：裁判官 3 人，裁判員 6 人で構成される合議体（法 § 2－Ⅱ 本文） 例外：公判前整理手続において公訴事実と争いがなく，事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められ，当事者に異議がない事件については，裁判官 1 人，裁判員 4 人で構成される合議体（同－Ⅱ ただし書・Ⅲ・Ⅳ）
裁判員の参加する手続	I. 公判前の手続 ①対象事件については，第 1 回公判期日前に，必ず公判前整理手続に付さなければならない（法 § 49） ②公判前整理手続で鑑定を行うことが決定された場合に，結果の報告までに相当期間を要するときは，裁判所は，公判前整理手続において鑑定手続実施決定を行い，鑑定の経過及び結果の報告を除くそれまでの事実行為を行うことができる（法 § 50） II. 冒頭陳述 冒頭陳述は，検察官が行うものと被告人又は弁護人が行うものとを問わず（刑事訴訟法 § 296， § 316 の 30），公判前整理手続における争点及び証拠の整理の結果に基づき，証拠との関係を具体的に明示して行わなければならない（法 § 55） III. 証拠調べ ①裁判員は，裁判所が証人その他の者を尋問する場合に，裁判長に告げて，裁判員の関与する判断に必要な事項について尋問することができる（法 § 56） ②裁判員は，被告人が供述する場合（刑事訴訟法 § 311），裁判長に告げて，いつでも，被告人の供述を求めることができる（法 § 59）
評議・評決	I. 事件の実体判断に関する事実の認定，法令の適用及び刑の量定 構成裁判官と裁判員の合議による（法 § 6－Ⅰ， § 66－Ⅰ）。裁判員は，その判断を行うための評議に出席し，意見を述べなければならない（法 § 66－Ⅱ）。評決は，構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による（法 § 67－Ⅰ）。刑の量定について意見が分かれ，その説が各々，上記過半数に達しないときは，構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数になるまで，被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え，その中で最も利益な意見による（同－Ⅱ）。証拠の証明力は，それぞれの裁判官及び裁判員の自由な判断に委ねられる（法 § 62）。 II. 法令解釈，訴訟手続に関する判断等 構成裁判官のみの合議により（法 § 6－Ⅱ， § 68－Ⅰ），その評決は構成裁判官の過半数による（法 § 68－Ⅱ， 裁判所法 § 77）。ただし，その際も，構成裁判官は，裁判員に評議の傍聴を許し，その意見を聴くことができる（法 § 68－Ⅲ）。
判決	裁判員は，有罪無罪の判決等，自らその判断に関与した裁判を宣告する公判期日に出頭する義務を負う（法 § 63－Ⅰ 本文）。もっとも，裁判員が出頭しなくても，宣告を行うことができる（同－Ⅰ ただし書）。

●少年事件（少年法）●

少年法の目的	少年の健全育成を期し、非行のある少年に対し、性格の矯正、環境の調整に関する保護処分を行うこと（少年法（以下、法という。）§1）
対象少年	①犯罪に該当する行為をした14歳以上20歳未満の少年（犯罪少年）（法§3-I①） ②14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年（触法少年）（法§3-I②） ③20歳未満で、保護者の正当な監督に従わない等の不良行為があり、その性格や環境からみて、将来罪を犯すおそれのある少年（ぐ犯少年）（法§3-I③）
少年審判の一般的な流れ	1. 少年事件の発生 2. 家庭裁判所への送致 ①司法警察員からの送致（法§41） →罰金以下の刑に当たるものに限る。刑事訴訟法第246条による検察官に対する送致の特則をなすものであり、直送といわれる。一定の軽微事件については、一括して処理する簡易送致がなされる（犯罪捜査規範§214） ②検察官からの送致（法§42-I） →少年の被疑事件については、すべて家庭裁判所に送致することが義務付けられており、全件送致主義が採られている。一定の軽微事件については、一括して処理する簡易送致がなされる。 ③知事・児童相談所長からの送致（法§6の7） 3. 事件の受理（家庭裁判所） ①管轄：少年の住居又は非行を犯した場所を管轄する裁判所（法§5-I） ②観護措置（法§17-I）：家庭裁判所調査官による観護又は少年鑑別所への送致 4. 家庭裁判所調査官による調査（法§8～§9の2） →調査権限の法的帰属は家庭裁判所だが、実質的に調査を担当するのは調査官。  ①審判開始決定（法§21） ②審判不開始決定（法§19-I） ③知事・児童相談所長送致（法§18） ④検察官送致（法§19-II, 法§20） 5. 審判（審判開始決定のなされた事件について） ①原則非公開（法§22-II）。一定の犯罪の被害者等については、裁判所が傍聴許可（法§22条の4-I）。 ②非行事実が争われる一定の重大な事件につき、検察官の出席（法§22の2）。国選付添人の選任（法§22の3）。 ③家庭裁判所調査官による試験観察（法§25-I）+付随措置（法§25-II） 6. 処分の決定 ①保護処分決定（法§24-I） →④保護観察、⑤児童自立支援施設等送致、⑥少年院送致 ②検察官送致（法§23-I, 法§20） →検察官送致後の取扱い：起訴強制の原則（法§45⑤本文） ③不処分（法§23-II） ④知事・児童相談所長送致（法§23-I, 法§18）
不服申立て	①少年、法定代理人、付添人による保護処分決定に対する抗告（法§32） ②検察官出席決定があった事件につき、検察官による不処分又は保護処分に対する抗告受理の申立て（法§32の4）